

参議院風水害対策特別委員会文部、通商産業、大蔵小委員会会議録第一号

昭和三十四年十一月二十七日風水害対策特別委員長において本委員を左の通り指名した。

同日風水害対策特別委員長は左の者を委員長に指名した。

出席者は左の通り。

委員長	西川甚五郎君
委員	

文部大臣 松田竹千代君
政府委員

大藏政務次官	前田佳都男君
大藏省主計局長	石原 周夫君
大藏省管財局長	賀屋 正雄君

文部政務次官	宮澤 喜一君
文部大臣官房長	齋藤 正君

文部省社会
教育局長
福田
繁君

文部省体育局長	清水 康平君
文部省管理局長	小林 行雄君

通商産業 政務次官	内田 常雄君
中小企業庁長官	小山 雄二君
事務局側	

常任委員 會專門員	常任委員 會專門員	常任委員 會專門員
木村常次郎君	工榮 英司君	小田橋貞壽君

説明員
文化財保護委員
会事務局長
岡田 孝平君

通商産業省 企業局次長	磯野 太郎君
通商産業省 通商産業省 纖維局長	今井 善衛君
通商産業省 公益事業局長	小室 恒夫君

本日の會議に付した案件

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公立の校等の建物等の災害復旧に關する別措置法案（内閣提出、衆議院送

和三十四年八月及び九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に資する特別措置法案（内閣提出、衆院送付）

と三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通等に関する法律案（内閣提出、衆議院送

○昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた事業協同組合等の施設の災害復旧に関する特別措置法案（衆議院提出）

○昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する国有の機械等の売却等に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長(西川甚五郎君) ただいまより小委員会を開会いたします。

まず 文部省関係の昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法案並びに昭和三十四年八月及び九月の風水害を

けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法案、その二法案につきましまして御審議を願います。

○成瀬幡治君　大臣にお尋ねします
が、大臣もしばしば各方面から内容等

を承つて十分御承知の点だと思うので、
 すが、今度の災害地の改良復旧にあ
 たつて、激甚地指定で、しかも半壊、全
 壊になつておる校舎のみに改良復旧を
 認めるというような意向もあるようで

す。それからまた大臣等からお話を承つておると、しかしまあそういう中であるけれども、被害常襲地帯と申しますか、長期湛水地帯のところは避難所と申しますか、せめて学校だけは安

全なところにしてほしいという校區民の要請等もあるから、そういうところも一つ改良復旧にこの際加えていってほしいというような御答弁もいただきたい。

○国務大臣（松田竹千代君） 御承知の
たい。
にどうなつておるのか、お答えが願
たい。
たわけです。この際、ここで一つ明瞭

ように、今度の台風の結果、あちこちで、これが復旧にあたっては改良復旧に持つていつてもいいという熾烈な希望もあり、また私どもも切に、それは当然のことである、方針として

は、これから漸次学校の危険校舍、老朽校舍等の改築にあつても改良復旧、鉄筋鉄骨作りのものに持つていきたい、そうすることによつて、さらに学校の運営をやるばかりでなく、災害

等の場合にこれが避難地、避難先、救護事業の本部というようなことにも使われるわけで、どうしてもそういうふうにと持って参りたいと、かように考えるとともに、大体復旧の場合において

は、全壊、半壊、大破とこの三つの範
疇にみんなどれもこれも入るわけで
す。今度は全壊に対しては今までの
三〇％であつたものは今度は六〇％に
措置法によつて認められておる。それ

から今までは予算積算の上で一度も
今までの災害では認められたことはな
い半壊のものに対しても三〇%まで改
良復旧でいけるということになってお
るわけにあります。そうしてその補助

率も公立学校教育制のものに對しては四分の三といふことになつておりまするし、さうして他には起債、利子補給、元利補給といふことになつております。こゝから建費で参りますと、相

当今度は改良復旧ということに對して

お話のように、長期湛水地帯も特定の場所では風が強く当たってきておるのだし、ここは低地でしばしば水害

のおそれがあるのだし、ここだけではどうしても改良復旧に持つていつてもらいたいというよりなところに対しては、必ずしもこの全壊、半壊、大破といふものに縛られないでも改良復旧工事

をやっていける、かように考えるわけでありまして、予算は非常に少ないではないかとおっしゃいますけれども、これは四十九億でありましたか、四十九億の総額、これに対して、まあ今年度

はもう何カ月もないのであります。今度の予算に対しては十億八千万円、をうして明年度増額ということになつて参りますと、二十一億六千万円ということになりまして、それに対して

査定といふ問題が起つて参りますけれども、これは従来の実績から考えまして、この予算をもつてし、このワケをもつてし、この補助率をもつてするならば、御心配になるその長期減水地

地元の民の満足する程度にいけるのじやないか。大破というものの中には、非常に多数小修理で済ませるところも、たくさんそういう学校もあるのですか

ら、また私の考えでありますけれども、愛知県の小学校なんか一部分コンクリートであつたために、あの非常な流木の襲来に対して耐え得たというよ

ことも考えられるのじゃないかと思う

のです。一部分でもこれは鉄筋にすることによって災害を免れ得るのじやないかというふうにも考えられるので、特定の学校の事情いかによつてはそういうことも考えられるのではないかと。で、こういうことを全部勘案いたしまするといふと、大体において御満足してもらへる程度に持つていけるという私どもは確信を持つておるわけなんです。

○成瀬清治君 お話よくわかりましたし、明確になつて参りました。実は、初めはその大蔵であるいは半壊、全壊が改良復旧の対象であるというふうに限られたように承つておつたのですが、今お話だとそうではないという点が明確になつてきて安心をするわけです。しかし、お話のように全壊、半壊三〇%あるいは六〇%と、おのおの、そういう、それにも入らないけれども、なお改良復旧をしなければならぬというものの対する、予算の中には一応入つたような気がするのです。しかし、それは過去の実績によると六〇%と定めておつても、それは七〇%くらいの事業量になる、あるいは市町村で辞退するところもあると、そこから必要などころへ回つてくるから、案外ゆとりがあるというふうな受け取れるわけですが、大臣は予算の關係では全然心配がないというふうなお話ですが、何か私たちがいへば、この十億八千九百万というの類は、学校数に直してみると、非常に少ないような実は気がしてならないわけです。学校数に実際に当てはめてみると、私も全国的なその数字を握つておるわけじやございませぬけれども、かりに愛知県をとりましても、九百くらい被害学校が

ある。そのうちの五百八校なら五百八校というものはどうだろうというふうなことになる。そして、その坪数がどのくらいのこととおおや押えらるののです。そこからやつてくると、どうもこの十億八千九百万円では足らぬじやないかという気がするのです。が、もしあなたの方でこの数字にこだわつてしまつて、逆にこういう割当をされ、査定をされてくるということになれば、大臣のことでお話しになつていふようなことが、実際には査定がきびしくなる、いや、そういうこともあつたけれども、この際はこでしんぼうしてもらわなければならぬじやないかというところで、悪い言葉で言へば、申しわけの入つたような結果になつてもいかぬと思つておつたのですが、予備費が大蔵大臣等の答弁によりますと八十億、そのうちの五十億これに振り向けてもいいという、従つて、今のようないことが私は新しくものさしに加つたというふうな気がしてならないわけですが、そういうのがために、大蔵省と折衝されて、予備費がある程度確保されるというふうな努力は文部省としては当然なされなければならぬと思つたが、そういう点についてはどういふふうにお考えになつておるのか。

○国務大臣(松田竹千代君) お話のようなことを、私は実際には一番先に管理局長と話したんです。これでも小さいので、こんなことでやれるのかといふと、実際の話に、あえて報告総額を水ぶくれなんというのじやありませんけれども、大体従来のやり方をいろいろ聞いてみますと、七〇%の額に對して、そうしてその残余の額に對してはお査定するのでありまするが、査定

する場合に、あるいはこれは場所によつては案外報告額は非常に地道で、むしろ少額に過ぎるというふうな場合もなきにしもあらずでありますけれども、おおむね従来の実績から考えますと、七〇%の総額の数字に對して、そうしてその数字に對してはお査定をしますのでありますけれども、いろいろの場合の従来の実績からしますと、相当むしろこの額でもそれは十分やれるのだというふうなことが出てくるわけなんです。それで、それでそれといたしまして、大体辛い査定をしないでやつていつつにそれではできない。私も大蔵大臣に、もう個人的にもだめを押してあります。どうしてもこれでやれぬ場合は、各省ともに協力することによつて節約額が二億六千万円あるわけでありまして、これは大丈夫かというところも確かめて、なお、たとへば大蔵大臣にどうでもこうでも困るときには予備費を出してくれないと困るぞ、よろしいかというのをだめを押してあるんです。でありますから、地元との話し合いを大体やつて、そうしていく場合には、私はこれでまかなえるという安心感を持つておるのであります。

○成瀬清治君 よくわかりました。そうすると、大体この法の第四条の第二項の災害によつて生じた復旧であつてという解釈の中に、今言つておるそういうものが入つておるというふうな承ひいたしますし、従つて、その補助率も、一般の災害法がございしますが、そのうちでなくて、四分の三の今度の特例法の適用に従つて、大体そういうことはやつていっていいというふうな了承したいと思つたし、それから査定に

当たつても、大体いろいろなことが言われておりますけれども、文部省の査定が一番辛くて、大体七〇%くらいに落としていく、それがまた現地査定をやつて、もう大蔵省の査定になると六五%、かれこれしていると六〇%くらいに実質落とされてしまつて、そうして、しかも改良復旧をやつたところが坪当たり五万二千四百くらいが実際は七万四千くらいになるわけですが、何か体裁よく四分の三というところになつていけるが、計算してみたら二分の一くらいになつておつたというふうな点が、大体その学校建築に当たつて一般父兄がそういうことを知るわけなんです。従つて、政治に對する不信感というものが、そういうところから出て参ります。何か政治家はうまいことを言つて、いつも國家から出す、補助するということを書いておるけれども、実際やつていただいてもとんでもないことになつてしまつて、PTAで寄付をしなければならぬ、無理をしなければならぬとなつてしまつたというのには非常に遺憾だ、こういうことを今まで繰り返しておつたけれども、今度五万二千円で、数字は確定したものでございせんけれども、それを引き上げよとは言わなければならないから、査定はきつておつたけれども、今あなたの言葉を聞いておつたけれども、甘きに失してゐる点があるが、辛きに失するようないふになつても悪いというふうな答弁のうちに伺つておつたし、そういう態度で公平な査定を大臣も一つしていただくと、いふお話を聞いては安心しましたから、これ以上申しませぬけれども……。

○国務大臣(松田竹千代君) 私も、文部省は一番きびしく査定をするということをしつぱし聞いていたが、そういうただやかましくいふばかりが能じやない、よく考慮してやつていかなければならぬ。ところが文部省のここにおいでありますけれども、小林管理局長という人も、とてもかたい人でありまして、かたいといふことはきびし過ぎるということじやないもので、真つ正直にものをそのまゝやるというかたい人でありまして、私もその点は心配して、特に注意をしたのですけれども、それだけにやつておることもはつたりなしのやり方ですから、その点は私は、そこにかえてゆるさるが幾らか見方においても出てくるのじやないか、またやはり公共の施設というものは民間の施設の工事と違つて、何といつてもそこに見方が甘いところがむしろあるであつて、この点も、私は自分の責任においてこれはなにすることですから、やかましく念を入れて注意をして参つたのですから、まあ大丈夫と私は思つておる次第であります。

○山本米治君 ちよつと大臣にお伺いしますが、一昨日東海三県の協議会の代表が、やはり学校の復旧が問題になりました、そのときに特に問題となつたのは、学校復旧に關する鉄筋化の問題ですが、そのことで代表が文部大臣に面談に行つたと思つたのです。さらに大蔵大臣と会つたようですが、そのとき要望は、普通の復旧というもののほかに、こういう災害、特に高潮で水がたしになるというふうなことを考へて、海岸の町村等においては、公共の避難所という要素も入れて復旧を考へ

てもらいたいという要望が非常にあつたわけですが、その陳情がたしかあつたはずだと思ひますが、これに対して文部大臣といたしましては、大蔵大臣等にどういふ連絡、要望あるいは公約を取りつけられたか、お伺いしたい。

○国務大臣(松田竹千代君) あの時にお会いしましていろいろ話し合ひいたしましたそのときにも、われわれの方でも極力大蔵省に頼むから、一つ文部省からも頼んでくれと、私はあのときは断はしませんでしたが、それは準備費の点は、大蔵との間で、私はだめ押しをしておることに對しては断はしませんでした。けれども、なおよく折衝します、と云うて別れたのですけれども、そのときにそれを話せば納得してくれただかと思ふのです。いよいよいけない場合には要求するから、そのときは出すのだよ、くれるのだよということだめを押ししてありますから、よろしいということになつておりますから、今お話のように、地元民の今度の経験によつて、気分的にどうしてもこれは復旧してもらいたいという熾烈な要望があることを重々、私が行つて地元でもみんなから聞いております。そう申してきておるのでありますから、その点はよく考へて、そうしてしばしば管理局長と會つて話して、それでできるか、そういう場合にはどうかということを確認しておきますししますから、大体特定の場所に対しては、改良復旧によつてみていくということはできると思ひます。

○山本米治君 今のお話したと、東海三県の代表が行つたときよりも、すでにそれより前に文部大臣と大蔵大臣と話をしたため押しをしてある、そういう

場合は必ず出ずからと、こういうお話したつたが、代表團には言わなかつた、どうして言わなかつたのですか。

○国務大臣(松田竹千代君) どうして言わなかつたかという、そういう考へも何もなくつたのだが、その点の話を落としたということですか。

○山本米治君 そのお話し後には、大蔵大臣に、さらにだめ押しはされなかつたのですか。

○国務大臣(松田竹千代君) それは今までに何度もやつております。

○成瀬輔治君 大蔵改良復旧の点についてわかりましたが、一つここに助成課の方の係りの方も見えておるようでありまして、一つ間違ひなく査定の場合には一つ今の趣旨に沿つてやつていただきたかといふことをお願い申し上げまして次に移ります。

○国務大臣(松田竹千代君) お話の点はよくわかりました。なおこまかい点について、この際技術上その他の点について、お尋ねいただきましますなら、一応みなそろつておりますから、政府委員より答弁いたさせます。

○成瀬輔治君 私は答弁は必要でございしますが、一つ省内においても意見の違ひのないように、一つ査定をしていただきたかといふことをお願い申し上げて、次にお尋ねしたい点は、これは大臣でなくて担当の方でございまして、ごさいしますが、実は今度の災害につきましましては、実は今度の災害につきましましては、臨時職員といふものを、各県等は採用を要はしてみるわけでありまして、ところが愛知県に例をとつてみますと、期限がいままでいいかといふことは非常に問題であるけれども、十二月十四日まで一応採用する、そうしてま

た必要であつたら然る十二月十六日から採用すると、こゝ言ひののです。なぜ十二月十五日をはずしているかと言つて聞くと、それは手当等を出さなくちゃならぬから、そういうふうな取扱いをしてゐる。こゝういふことなどは、臨時に雇はれてゐる身分の人といふか、そこで働く、一生懸命短時間であらうけれども働いてやろうといふ人、どのくらい水をかけてゐるか、実際に行政としてまづいといふ申しますか、何か品物みたやうに人間を扱つてゐるやうな感じが非常にしてならないのです。文部省は一体それほどまでにこれに對しては、もう十二月十五日に採用されてゐると期末手当等を出さなくちゃならないから、そういうものは見ないよといふ通達でも出して、こゝういふことをやられてゐるのですか。

○政府委員(齋藤正君) 文部省はさういふことは申しておりません。通達等もいたしてありません。

○成瀬輔治君 わかりました。そうすると、これは愛知県が独自でやつてゐるわけなんです、これは下手な、下手といふよりもけしからぬやり方です。それから、一つ官房長の責任において、継続といふのですけれども、臨時工ですら続けるときには入れるといふことになつておるが、こゝういふやり方といふものをさせないようには、一つ注意を喚起しておいて下さい。

○政府委員(齋藤正君) お話の点、事情をよくたしかめまして善処いたします。

○成瀬輔治君 善処といふことは、そういうことを認めるといふことではないでしようね、こゝういふ何か一日だけちよん切るといふことは、こゝういふ場合があつたら、こゝういふことは続けさせるといふことではない。

○政府委員(齋藤正君) 十一月に引き続いて十二月、それ以上も臨時の職員が実際に要するといふ場合は、わざわざその途中を必要なのに切るといふことは、よくないこととございしますので、さういふことのないように注意をいたしておきたいと思ひます。

○成瀬輔治君 それに續いて、これは災害に基づく費用ですから、国がめんどうをみられると思ひますが、それはどこからお金が出て、そうしてこれに對する国の負担分といふもの、あるいは地方自治体の負担分といふもの、あるいは、どんなふうな臨時職員あるいは旅費、宿日直料はどういふふうになされるのか、御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(齋藤正君) 今回の災害によりまして、臨時に教職員を任用する、あるいは宿日直の要員が増加する、あるいはは集団授業のための出張旅費等がよけい要る、こゝういふようなものにつきます。これは、国の負担といひましては、義務教育国庫負担金の給与費の負担によつて半額を負うわけでございます。それから、その他の分につきましては、特別交付税等の処理の場合に、この任用した分については計算に入れていただくといふことで、自治庁にお話をしておるわけでありまして、

○成瀬輔治君 そうすると、臨時職員の場合は半額国庫負担法に基く二分の一の負担、それから県が要求すれば自動的にそれを受ける、それから旅費あるいは宿日直料、宿泊料等は特交で見ると、さうですか。

○政府委員(齋藤正君) 臨時職員のため給与費、それから宿日直の手当、

それから集団授業等の旅費、すべてこれは半分の義務教育国庫負担金で見ると、半分は見る。その残りの地方負担分については特別交付税で処理していただく、こゝういふことで自治庁にお話をしているわけですが、半分は国庫負担金で見ると、旅費それから手当等を含めて……

○成瀬輔治君 わかりました。さうすると旅費は一人平均四千円というワケはありますけれども、その中から大体あなたの方に保留分があつてゐるいは宿日直等保留分があつて、そして大体やつていける見通しなのですか。

○政府委員(齋藤正君) この点につきましては、具体的な数字を関係府県と打ち合わせをいたしまして、こまかいこととございしますけれども、担当官の間で連絡しておりますから、実際に要つたものが国からいかにないといふことは、こまかいので、その点は御安心願ひたいと思ひます。

○成瀬輔治君 次に教材関係だけでお尋ねしておきたいのですが、今までPTAが寄付をいたしまして、そして大体寄付採納になつておりますから、市町村所屬のものになつておりますが、あるいはPTAそのものもあると思ひますが、日常授業をやつていく上において、正常な授業をやつていく上において、そうしたものが全部流れた、こゝわけてしまつたといふことが今度出てきたわけですか。で、文部省から見られる教材費は御承知の数字でございまして、とてもこゝういふことはできないと思ひます。そこでこれを補充していくには、やはりPTAの負担分といふことになるかと思ひますが、とてもPTAでは負担することができな

現在であります。

○大竹平八郎君　この被害のときは、これはむろん学校とか何かでなく、ほとんどこれは家庭でやられたのが多いと思うのでありますが、家庭にいたしましても学校にいたしましても、やはりふだんの私は訓練ということが多少

問題になるのじゃないか、かように考
えてお尋ねをしたいわけでありま
す。昨日か何かの新聞でちよつと私見
たのでありますが、災害予防という問
題を中心にしたしまして、たしか京都
大学でありましたか、初めて何か水分
学の講座が設置せられるというのを
聞いているのであります。元来中小学
校の生徒に対して、台風等に対して一
体どういう教育、訓練をせられてい
たかということ、その点を伺いたい。私
ども小さいときでも、まあ日本は地震
の国とかあるいはまあ非常にきついな
ところだということも聞いております
が、必ず地震の国だということも
は聞いていたのだが、台風というよう
なことは実はわれわれもあまり教育を
受けてもいなかった。そういう意味で、ど
うしても防災の訓練とか、避難訓練と
いうことが、こういう常時押し寄せて
くる台風のためにも必要じゃないか
と、こう考える。これは地震はどうか
もならぬことで、予期せずしてはたつ
とくるのであります。台風は相当予
期できることなんでしょうから、そ
ういう意味で訓練とか避難とかいうよ
うな注意を中心にして、どういう教
育、訓練をせられていくか。あるいは
また今後どういう御方針をとってやら
れるか、この点、お伺いしたい。

○国務大臣(松田竹千代君) 各種の災
害の多いのが日本でありますから、
当然これに対して児童の特別の訓練と
いう場合に処するドリルをやるという
ことは、非常に大切なことだと考えて
おります。従つて詳しくどういふこと
をどういふふうにして、どういふ訓練
をやっているかというところは承知いた
しません、ある程度の訓練をやつて

いるように私は承知いたしております。
また教科書等においてもさういふ
配慮が、注意すべきことの配慮がなさ
れているように伺つております。しか
し今度の台風がこの点でもよく教訓を
たれていると思ひますので、今後も一
そうこういう方面に、実際に即してど
ういう適切な訓練をやるべきかとい
うことをよく考究して、一そう進めて参
りたいと、かように考えております。
○大竹平八郎君 それからいま一点伺
いたいことは、今も校舎の問題につ
いて質問があつたようでございますが、
日本のように非常に災害の多い所
で、これは単に学校だけではございま
せん。工場とか、いわゆる労働者住宅
とか、こういう問題について、もう少
し研究がなされなければならぬので
あります。従来、火災とか地震につ
いては相当研究されておるわけござ
います。ことに火災は、日本の家屋の
立場からいって、これは相当研究が進
んでおることは御承知の通りでありま
す。ところが、今度の伊勢湾台風等を
見ましても、特殊ないろいろな新しい問
題が出ておるわけでありまして。たと
えば、ああいうデルタ的な、いわゆる低
湿地帯とか、さらにまた広範な埋立
地とか、こういうものに相当な建物が
建てられておるわけでございますが、
特にさういふ点において、学校の建物
についての外壁の問題とか、あるいは
位置の問題、こういうような問題が非
常に今論議されておると思ひるのであ
りますが、これについて、一つ大臣の御
意見を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(松田竹千代君) 今度の災
害によりまして、この国会において
は、災害の予防ということが各方面か
ら十分に論議され、われわれも、ま
とに適切な論議であつたと、かように
考えておるわけでありまして。お示し
のように、これが予防対策ということに
対しては、政府一体となつて、それぞ
れの立場から十分に研究をせよ、な
お、今日だんだんとこれらの問題に対
処すべき新しい学問の出で参つてお
ります。ことに対しては特に注意を払い、
何と申しまして、子供の間にこうし
た問題に対する心がまえといふものを
養つていくことの大切なことを十分
に考えますので、文部省といつたしま
しても、特に関係する面も多々ござい
ます。それから、特別の配慮をいたして参
りたい、かように考えております。
○大竹平八郎君 それからいま一点伺
いたいことは、今度の災害によつて、
私立学校の施設が相当被害を受けてお
ります。先般、大臣の御報告の中に
も、私立学校施設約二百十八校、六億
円の被害を報告せられておるわけであ
ります。その後、ここに補正予算に
助成費五千三百万円を計上したこと
は、まことにけつこうなものでありま
す。しかし実際は、私ども各個人一々
当たつたわけではございませんが、私
立大学の被害といふものは相当ひどい
ようにわれわれは見受けておるのであ
ります。従ひまして、これくらいの補
助金では、実際問題としてなかなか
とに立ち返るということに至難じやな
いかと思ひますが、特に国庫
補助金以外に、むろん私立学校関係の
いろいろな団体等もありましようが、
何か特別の配慮をされておられるのか
どうか。この点、事務局でけつこう
でございますから……。

○政府委員(小林行雄君) ただいま御
指摘のございましたように、私学の災
害復旧費につきましては、五千四百万
円ばかりの計上をお願いいたしてお
るわけでございますが、先ほどお答へ
の中にも申し上げましたように、これに
見合ふ融資の分につきましては、私立
学校振興会の方から措置するといふこ
とになつておるわけでございます。な
お、いわゆる災害激甚地以外で被害を
こうむつた学校等もございまして、
これにつきましても、やはり振興会
の方から復旧費を融資するといふこと
になつておるわけでございます。
なお、従来の例と異なりまして、今
回の災害復旧にあたりましては、特別
に、いわゆる学校法人立ばかりでな
く、個人立の幼稚園等にも、災害復旧
の場合は補助金を出し、また融資をす
るという措置を講じたわけでありま
して、こゝにいたる点では、従来の、たと
えば二十八災等に比べますと、一歩前
進したものであるといふふうに文部省とし
ては考えておる次第であります。

○大竹平八郎君 私立学校振興会とい
うものに対する私立学校の期待とい
うものは非常に大きいものであります
が、しかし、今次のような災害が相つ
つぐといふことになりましたと、相当資金
面にも苦しい点が出てきておるのじや
ないかと思ひますが、さうい
う点について、振興会自体に対して、
文部省が金融面からどういふ考慮を払
われておられるか、この点、いま一点
伺ひます。
○国務大臣(松田竹千代君) 私立学校
に対して、従来も、私立学校振興会の方
から特別の資金を融資する、その必要
を私どもは強く認めておりますし、
私学といふものは、やはり大きな教育
の部門を担当しておる社会連帯の觀念
から申しますれば、公立といひ、私学
といふも、ともに同じように見ていか
なければならぬという考えがございま
して、そこで、私学振興のために、私学
振興会の方への融資を本年度も、十五
億と思つておりますが、大蔵省の方へ
お願いしておるわけでありまして。さ
らに、党の方においては、特別に投融資
の方からも、もう少し大きな金を出し
てもらふようにというふうな意向もご
ざいまして、その方面に対しては文部
省といつたしましても十分考えておるわ
けでございます。

○大竹平八郎君 そうすると、事務局
に伺ひますが、今大臣の十五億云々
といふのでありますが、投融資関係につ
いては、実際問題としてちややまだやられ
ていないですか。
○国務大臣(松田竹千代君) これも強
い要請が私学連盟の方からございま
して、われわれも、これはできればしこ
くけつこうだと思つておる次第であり
ます。
○政府委員(小林行雄君) 大臣の答弁
を補足して申し上げます。
御承知のように、私立学校振興会の
資金計画といたしましては、二十八
年五カ年に五十億の出資をしてもら
いたいといふことで計画をいたしまし
た。これが順調に経過いたしまして、
三十三年度で全部の出資計画が完了
いたしました。従つて、三十四年度には
国庫からの出資がなかつたわけござ
います。しかし、戦災復旧の貸付金の
債権、出資その他を合わせまして、現
在出資総額は、ただいま申しました五
十億に加えて大体七十億程度の出資総
額になつておるわけでございます。

範圍にわたつて、實際の災害復旧に当たつては改良復旧の工事が行なわれることにならうと思つております。ただ、具体的にどこのことかということにつきましては、まだ一番被害の激甚でありました愛知県下が残つておりますので、現在それをはつきりと申し上げる段階には至つておりません。

○吉江勝保君 この問題につきましては災害を受けましたときに災害復旧という立場からのみでなしに、どうかこの災害復旧の問題を解決された後におきましては、低地帯にある校舎の建造、建築というようになことにつきまして根本的にお考えを願ひたい。それと合わせて災害を受けた機会には、そういう地帯の校舎は今申しましたような人命救助のような役も果たしますので、これは必ず改良復旧にしていこうというようにな強い方針でお進みになつて、なるべくなら押えていこうという立場でなしに、そういうように積極的に進めてもらいたい、そういうように本年度から考へて、明年度からは積極的な予算を一つ組んでもらいたい、こういうことをお願い……お願いといひますか希望を申しておきます。それから、もう少しこまかい点であります、そういうような場合に、具体的に、ある被災校が土地が低いので堤防等の高い所に、高い土台を構成して、土地を造成して、そうしてそこにもし新校舎を作ろう、あるいはその場所でありまして、そこに土地を高く造成して、そうしてその上に校舎を作ろう、こういうような、土地を高く盛り上げようというような計画のあつたときには、その土地の造成費というものを対する助成費はどうなるか、あるいは新しくそう

いう高い土地を購入して立てようというときに、その土地を購入する費用というよりなものに対しては幾らかの補助をみてやられるのかどうか、そういう点についてお話を承りたいと思ひます。

○政府委員(小林行雄君) 従来土地を移動します場合には、特にその高い方の土地を購入する経費というものについてこの災害復旧の対象にしたというよりな事例は、まだあまり私ども聞いておりませんが、ただ現在の位置において地盛りをするというようなものにつきましては、これは改良復旧の一種にならうと思ひますので、具体的に個々の事例につきまして検討をいたしたいと思つております。

○吉江勝保君 伊勢湾台風の被害校の視察をしました中で、三重県関係で具体的にそういうような話が起つておりますので、こういう機会には一つ配慮をしてやつていただきたいと思います。

その次に、今度の特別措置法の第四條二項に新しく追加されましたような改良復旧を原形復旧とみなすという、こういう建前の条文ですね、こういうような条文と、この特別措置法の條文の元の法律と申しますか、公立学校施設災害復旧費国庫負担法の第五條第二項にも追加改正されるというような意向をお持ちなんですか。

○政府委員(小林行雄君) お尋ねのございましたように、今回の特別措置法の第二項に当たりますものは一般法においては規定をいたしておりませんが、これは御承知のように二十八年災のときの特例にあつた規定でございまして、そういう前例も考へまして、

また現在公立学校の施設の一般の整備の場合に当たりますのは、まあたゞいま実施中の五ヶ年計画においてはできるだけ鉄筋校舎を普及して参りたい、いろいろな意味で普及をして参りたいという考えから、昨年に比しまして本年度は従来の構造比率を非常に大幅に高めた次第でもございしますので、こういう改良復旧を特に強調するという意味から、また先ほど申しましたように、かたがた二十八災の前例もございしますので、こういう規定を入れたわけでございます。私も実質上のことを考へますと、一般法でもやはりこの趣旨でいくべきものであると思ひます。将来この一般法を検討します場合には、十分それらの趣旨も勘案して、改良復旧ができるだけ大幅に行なわれるように努力をいたしたいと思ひます。

○吉江勝保君 これは私が最初に話しました低地帯にある公立学校の校舎の建築に非常に関係を持しますし、これは非常に重要なことでありますので、一つ大臣の御答弁をいただきたいと思います。

○国務大臣(松田竹千代君) 従来申し上げておりますように低地帯の……

○吉江勝保君 いや、法律改正の意思があるかどうかです。

○国務大臣(松田竹千代君) これはその趣旨をもつて法律改正については検討してみたいと思ひます。

○吉江勝保君 今回の伊勢湾台風の文教施設に對しまするなまなましい痛手を將來に繰り返さないようにするためには、ぜひともこういう点は思ひ切つて法律の改正を提案していただきたい、要望をいたしておきます。

次に、もう一つ重要文化財の問題につきましてお尋ねをいたしてみたいと思ひます。災害復旧につきましては重要文化財関係というものは、あまり何と申しますか、後援団体があるとか、あるいは組織されておる団体があるというようないふことがないので、非常に重要文化財の災害につきましては手薄になりがちなんでありまして、本年度の災害におきまして、相当わが国の重要文化財が災害をこうむつたのであります。その重要文化財の災害復旧に對しましては、どの程度の復旧が本年度内になされるか、あるいは次年度にわたりまするか、今年度受けた重要文化財の災害復旧につきましてはどれだけの年数でどれだけできるか、全体の復旧計画なり、それをお尋ねをいたします。

○説明員(岡田孝平君) 今回の文化財関係の災害につきましては七号による災害と、それから伊勢湾台風と両方ございしますが、合せてまして相当額の被害の報告がございしましたが、それにつきまして文化財保護委員会から、あるいは都道府県の教育委員会が実地調査をいたしまして、そうしてその被害額を確かめ、なおこれにつきましての復旧計画を立てております。主として建造物関係と天然記念物、二種類になるのございしますが、これらの實際におきます復旧に必要な予算を準備費で支出するようには大蔵省に要求いたして、ただいまその折衝の過程でございします。また折衝の過程でございします。確定的なことは申し上げられませんが、本年度におきまして、大体におきまして、本年度において復旧に要する補助金でございしますが、その半額程度のものは本年度において復旧作業を終り、あとの半額は来年度に継続して、来年度におきまして復旧作業をいたしたいというふうなことをいたしまして、必要な費用の補助金を大蔵省へ準備費に要求いたしておる次第でございします。

○吉江勝保君 どうも文教関係の災害復旧の全般の建前と申しますか、それがやや私は弱いといひますか、手薄いような感じを受けておるのであります。その文教関係でも、また特に重要文化財の災害復旧が、盲点といひます。取り残されておるような感じがいたしますのであります。今回の特別措置につきましては、もちろん民間のもの、私立のもの、こういうものにつきましても相当の補助がされておるのであります。ところが、こういうような重要文化財というような、日本の宝といひますか、こういうような指定をいたしましたものに対して一つの法律もない、これを災害復旧をしますときのその基礎法もない、今日までこういうものを放任されておるものはいくらいうわけなのか、あるいはそういう法律があつて、しかもそれによつてなされておるのか、そういう点について一つ局長の御見解を聞きます。

○説明員(岡田孝平君) 今回の災害につきましては、特に法律を制定いたすことはいたしません。それは、前にもそういう災害復旧の例がございしますが、たとえば二十八年災害のときにもさうでありましたが、根拠は文化財保護法の三十五條に、重要文化財の修理につきまして補助金を出すという規定がございまして、その規定によりまして、前の災害の場合にも補助金を出しております。

すので、今回その例によつたのでございませう。といいますのは、その規定に補助率のことは書いてございませんで、補助率は文化財の所有者、管理者の経済状況に応じて何割でも出せる、別に何割というふうなことは書いてございませうが、そういう規定がありますので、やはり災害の場合にも、一般の修理の場合と同様に、その規定によりまして修理いたしたいという考えで、特に法律は制定いたしてございせんのでございませう。

○吉江勝保君 私はその点について、やはりそういうふうに置いておいた方が重要文化財の保存、管理、あるいは災害復旧に有効なんだ、かりに、もう少し取り上げて、こういうものについては金額の補助をするということも明らかにしていった方がよいのか、そういう点につきまして、もつとその原因を突っ込んでもらいたい。予算があれば補助をする、予算がなければ補助ができない、こういうふうなあいまいな制度、必ず災害があつたらその災害を査定して、しかもその金額は、必ず重要文化財につきましては国の方でこれを見るところという建前を確立されていった方が、日本の重要文化財の維持管理に私は適切じゃないだろうか、こういうふうに思ふのでありまして、重要文化財を持つておられますその所有者関係が、非常に有力なところでありますれば自力でも相当負担できますが、今日の重要文化財を持つておられますものの中には、そういう財力のほとんどないものが多いように見ておるのでありまして、地元負担をさすといひまして、非常に私は、この重要文

化財についての維持管理の難点があるんじゃないか。災害のようになるときに、そのものの負担力を見まして、金額を国が見ていくというふうな建前をはつきりと立てていかれることがよいのではないか、こういうふうに考へておるのでありまして、いずれこの点につきましては、あらためて、また文教委員会等におきましても論議をいたしたいと思ひますが、文部省におきましても、一つ十分御検討おきを願ひたいと思ひます。

それから、これは具体的な一つの話であります。今、災害を受けました重要文化財の一つの浄光寺、日本でも三番目か四番目と言われておりますような、ああいう大きな建物が傾いて、しかもその傾いたのをもとに戻しますのには、解体をしてもとに戻しませんが、数千万円、あるいはもつとよけいの金がかかるのではないか、こういうふうにいわれておりましたあの復旧につきまして、一応国の方では、相当の額を見ておつたものと思ふのであります。それが技官の非常な努力といひますか技術によりまして、これが引き戻されたと思ひますか、ああいう大きな、日本で三番目、四番目という大きな建物を引き戻して、もとの位置に戻したというふうな技術というものは、私は世界におきましても珍しい技術ではないかと思ふのであります。それをやりました人に対しては、私は非常に敬意を表するのであります。私は、こういうふうな技術を持つて、災害復旧にこれだけの大きな功績を上げておられますような技官につきましては、文部大臣はお聞きになつておるんでありまして、うか、お伺いをしてみたいと思ひます。

○國務大臣(松田竹千代君) あの災害のあつたことは聞いておりますが、今お話のような技術者の特別の力というところは聞いておりません。

○吉江勝保君 科学技術の振興を唱えておられます文部大臣であり、文部省でありまして、そういうような災害復旧に大きな功績を上げておられます技官が文部省内におるとすれば、そういう人の功績も、もつと上司がやはり耳に入れて、そしてそういう技術を生かしていくように、もつと活用されるようにしてもらいたい。これは、私も、世界に誇るべき事業をされた、こういうふうな推進申しておる次第であります。その点だけ申し上げまして私の質問を終わります。

○栗山良夫君 ちよと大蔵省の主計局長がおいでになつておるので、文部省関係で、まず最初に一点お伺いをいたしたいと思ふのです。実は、先般の災害対策特別委員会において、同僚委員から、文部省の災害復旧に取り組む態度として、相当激しく反省を求められる発言がありました。それは、高率補助の適用は、十分の九ということになつてゐるのに、なぜ文部省だけがこれよりもはるかに切つて、公共施設費も四分の三程度でがまんをするか、もう少し文部省は勉強をして、大蔵省と交渉しなければいけぬではないか、こういう意味の発言がありました。ことについて、文部省当局は、最初のうちは、文部省原案で十分いけるがごとき発言がありまして、だんだん議論をか

わしてゐる間に、さらに努力をいたさうというふうなことになるやうでありましたが、この点は、私の聞き漏らしかもしれませんが、どうも文部省の腹というものはつきりしなかつたやうでありますので、もう一べんお聞かせを願ひたいと思ひます。と同時に、大蔵省は、予算の査定において、文部省の災害復旧に対して、なぜ建設、農林等と同じように高率補助率を一律に適用することができないのか。それにはどういふ理由がありますか。この点を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(小林行雄君) お話のございましたように、確かに他省の関係の災害復旧につきましては、十分の九あるいは十分の八というふうな非常に高い率のものもございませうが、従来文部省は一般法に基づく災害復旧につきましては、負担率三分の二、それから特に高率補助を適用する場合にも、二十八災の前例によりまして四分の三といふことになつておりました。そういう前例に基づきまして、今回の特別措置法におきまして、従来の前例通り四分の三の補助率にいたしたわけでございます。もちろんこれを十分の九あるいは十分の八にしてはならぬといふようなことはないわけでございますが、ただ四分の三にいたしましては、残りの四分の一分につきましては起債もございませうし、またこの起債につきましても元利補給というふうなこともございませうので、私も従来の前例にもかかみまして、これで十分やつていくことができるものといふふうに考へて、大蔵省に対し、その要求をいたしたわけでございます。

○政府委員(石原周夫君) ただいま文部省側からお答えがございましたやうなことで大体尽きておると思ふのでありますが、御承知のように、公文文教の施設の復旧の補助率につきましては、二段がまんと申しますか、激甚地につきまして、ただいまお話の四分の三の高率補助を適用いたしたい。この点は、一般の公共土木あるいは農地農業用施設につきましても、御承知のように、一般補助率と特別補助率と分けておるわけでありませう。従いまして、お尋ねの点は、その間のあんばいをどう見たかというお尋ねであらうと思ふのであります。これは先般来いろいろな機会に大蔵大臣もお答えを申し上げておられますように、予算といたしましては、いづれを通じまして、災害復旧事業費にいたしまして六割に当たる金額を特例の補助率に当たるものという計算をいたしまして予算を計上いたしたわけでございます。この点は一

般公共事業もさうでございます。それ、公立学校も同様でございます。それを、一般の公共土木の災害と市町村の標準税率額、これを両方にらみ合わせまして、現在御提案申し上げておりますような標準税率に対する割合をもちまして御提案申し上げ、両者におきまして、大体被害事業費に對します適用の割合は相ひとしいところになるかと思ひます。まあこれは實際査定をいたしてみまさんとこまかい数字がきまりませんので、今申し上げましたのは大体の見当でございます。その間におきましては、均衡をとりまして計算をいたし、また法令の上におきまして、今御審議をいたしておるやうな状況でございます。

○栗山良夫君 文部省の方の御意見も十分の九の高率の補助の方が四分の三よりはいひのだということはお認めになつてゐるのです。まあそれは数

○国務大臣(松田竹千代君) お話の点は、直接の所管は厚生省でありますけれども、文部省といたしまして、災害の子供の教育の問題、また、ちよろど不良化のおそれのある、きわめて微妙な時期にある子供と承知いたしておりますが、これらの点につきまして、これは喫緊の問題と考えまするので、厚生省とよく相談いたしまして、適切な処置をとりたい、かように考えます。

○栗山良夫君 これは、私が申し上げるまでもなく、文部大臣は非常に理解のある方でありますから、百も御承知

だと思ひますが、かりに十分の遺産を持つたみなしごでも、親類縁者その他に引き取られて養育を受けるということになつても、精神的に落ちつかない、どうしてもひがむところが出てくると思ふ。まして十分の遺産がない。ときには國の収容所に入るといふことになれば、精神がすさんでくるわけです。そういう意味から、このひがみをなくし、すきみをなくしていくためには、やはり未成年者の一番生活の根柢は学校でありますから、教育でありますから、教育において、教育施設において指導していくことが中心でなければならぬと思うのですね。その意味

では、おそらく本人の文藝に要する費用、要するに小学校、中学校の義務教育課程における学費のようなものは、こういう人については、困であります。か、地方公共団体か知りませんが、特別な法的措置を講じて持つてやる。また、さらに上級学校へ進学する者につけては、育英資金等を優先的につけてあげる。そういうようなやはり思い切つた施策がなければならぬのではない。

か、こう思うのですが、いかがでしょう。

○国務大臣(松田竹千代君) 全くごもつともお話をありまして、特定の児童に対しては、育英資金の特別のワケを設けて、特に高率のものを出してやるというより、必要でありま

するし、また、こういう場合には、教育委員会、教育長の方へも連絡しまして、特定の児童に対する補助の点につ

きましては、今お話のように、遺産のある者は後見人が多いというところともお聞きいたしますと、これは特に特別の配慮をもって、民間の少年補導の団体というものの協力も求め

まして、政府機関はもとよりでありますけれども、こういう場合に処する道というのは、特別のケースで

やつていかなければならぬと、こう思っていますので、そういう措置もとって

もらうように厚生省と連絡をいたしたい、かように考えております。

○栗山良夫君 この問題は、私の意見を述べるといふことになると、いろいろな私考えを今この問題だけでも頭に

浮かんでいるのですが、時間の関係があるから、これを省略いたしますが、

考えの中心は十分御理解をいただけたと思ひますので、文部省としては、やはり今度の災害の教訓を将来に生かし

ていく一つの重要な問題点として、厚生省とも御相談を願ふこともけつこう

です。あるいは閣議の問題にしてい

だくのもけつこうです。とにかく一つ問題として善処するように取り上げる

ということについては、御難約をいただきたいと思ひますが、よろ

しゅうございますか。

○国務大臣(松田竹千代君) この問題

をなおざりにしておきまするならば、問題はあとに残す問題であります。急遽一つ相談すべきところは相談してやるようにしたいと思ひます。

○委員(西川基五郎君) それでは、文部省関係はこれで終わります。

○委員(西川基五郎君) 通産省関係の中小企業信用保険公庫法の一部を改

正する法律案、昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受け

た中小企業者に対する資金の融通等に

関する特別措置法案、昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の水害

を受け、被害を受けた事業協同組合等の施設の災害復旧に関する特別措置法案、並びに、

大蔵省関係の昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受け

た中小企業者に対する国有の機械等の完給等に関する特別措置法案を議題と

いたします。通産省関係と大蔵省関係は午後になりますので、それ以前に、ただ

いまから、昨日栗山委員から主計局長に請求しておられました災害の総額と

いうことについて御説明を願ひます。

○政府委員(石原周夫君) 昨日栗山委員の御質問に対してお答えをいたしま

した点、補足いたしました点、その後調査をいたしました点の数字を申し上げます。

まず災害額の調べでございますが、昨日は、内閣から御報告を申し上げ

ております災害法、それに基づきます数字を申し上げたのでございま

すが、二、三、昨日の御報告に對しまして補足をいたしておきたいと思

ひます。

第一点は公共関係の数字でございますが、公共関係の数字は、昨日は、

二千四百八十五億という数字を申し上げたと思つておりますが、このうち農地関係が八百億農林水産施設の中に入つておりましたから、これは個人の

方に移すべきもので、従ひまして、それを差し引きまして、公共土木施設に

六億ほど計算違いがございました。それを調整いたしますと、公共土木施設、

農林水産施設、文教施設、交通通信施設を合せて二千三百七十二億、

減りました主たる理由は、農地を個人の方に持つて参りました。これは、昨

日農林水産施設の中に入つておりましたのを差し引いたわけでありま

す。個人関係は、昨日申し上げました農地が八百億、農作物が六百六十二億、

商工業は、きのう通産省の数字で被害の数字を申し上げましたが、その千

二億というのが今の商工業の被害数字になつております。昨日は千四百二億

という数字を申し上げましたが、それがちよつと変わつております。住宅と

家財につきまして、昨日は倒壊棟数を申し上げたのでありますが、これは、建

設省の住宅局におきまして計算をいたしました一つの数字でございますが、

それを申し上げます。それは全壊戸数と流失戸数を合せて、これは災害報

告をごらんをいただいておりますと思ひますが、四万五千三百三十一戸であり

ます。これに對しまして、倒壊一戸当たり二十万円という見方でございま

す。これは、大体建物もまゝ全体としては半分ぐらゐり償却はすでに來ておるとい

うような見方で、新設を大体四十万という見方をいたしまして、その半額の

二十万、これで九十億、半壊が十一万六千六百八十八戸でございます。これに對

しまして十万円をかけますと百十七億、合計いたしますと二百七億とい

う数字が出て参ります。このほかに床上、床下浸水があるのであります。これにつきましては、ちよつと計算もいたしかねるというのでありますが、住宅については二百七億という数字であります。家財につきましては、これ

は、昨日総理からお答え申し上げましたように、非常に判断が困難なものであります。ただ、一つの推定方法とい

たしましては、損害保険当り不動産、動産の破損工合を見ますと、大体不

動産一に對しまして動産が七割くらいに見当になつております。かりにま

たしまして七割の十四万円、七万円に對する数字をかけたみますと、百四十五億

という数字になります。これは、全く今申し上げたような非常に大膽な仮定数字でございます。そういう意味で御了

承りいただきたいと思ひます。そういうふうな計算をいたしますと、

個人関係が二千二百二十四億という数字が出て参ります。合計をいたしま

すと、四千五百九十六億というふうになつております。それが災害額のト

ータルでございます。

それから、個人被害につきまして、どういふような予算措置をいたしてお

るかという点のお尋ねでございます。これに對しましては、昨日農地の災害

救助を一例として申し上げたのでありますが、その後全体の計数につきま

して、これは、個人的なものであるかどうかといふことにつきま

しての検討をいたしまして、一応の数字を拾つたわけでございます。

第一は、昨日申し上げました農地の復旧であります。これが七億二千百万

円、それから災害救助が二十四億四千三百百万円、公営住宅が十二億二千万

円、漁船の共同施設として復旧いたします分が二億四千五百百万円、農地の緊急排水が一億五千六百万円、商工中金

の利子補給が二千五百百万円、それから世帯更生資金が一億五千万円、救農土木、これについてはちよつと御議論があると思ひますが、一応入れてみま

して三億円、それから国民健康保険の保険料の減免補が七千七百万円、それだけ寄せてみますと、五十三億三千七百万円という数字に相なります。これに對しまして、農林水産の共同化施設とい

うのがございまして、これは部落有で

もつて復旧をいたします関係上、これは個人といふことに入れるのが適当

かどうか存じませんが、これは境目に属するかと思ひますが、かりにこれ

を入れてみますと、五十六億八千三百万という数字に相なります。

多少今申し上げましたものの中に議論のあるものがあると思ひますが、そこ

から見当のところにかりに一線を引いて申し上げます、今のような数字に相

なります。

○栗山良夫君 そうすると、財政支出は百九億ですね。公共被害は幾らになりますか。

○政府委員(石原周夫君) 公共被害は、今申し上げました数字をお引きを

いただいた……あるいは栗山委員はこれを

をこらになつていらつしやるかとい

う推定もいたしたのでありますが、十

一月四日に、大蔵省から二十八年度と

三十四年度を比較をいたしました補正

の比較が出ております。それからその

前に、補正二号の災害対策関係費の内

訳ということで、今回の災害関係の三

百四十三億の内訳を出しておりますが、それに公共、非公共という言葉を使っておりますから、あるいは栗山委員をそれをごらんいただいておりますが、この公共、非公共という区分をいたしておりますのは、これは必ずしも公共と個人という区分には相なりませんが、いわゆるパブリック・ワークと申しますか、公共事業のカテゴリーに属するものとそうでないものに区分したもので、私どもはいたしましては、公共土木の中でたとえは農地は拾うというよりなことをいたしまして計算をいたしておりますから、三百四十三億の私の申し上げました以外のものは、公共と申しますか、公共団体関係、あるいは農業施設のように、土地改良であるとかあるいは共同施設の補助のように、協同組合であるとかいうような、要するに個人以外のものというふうにお考えをいただければいいかと思ひます。

○栗山良夫君 ちよつと速記をとめていただきます。

○委員長(西川甚五郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(西川甚五郎君) 速記を始め

○栗山良夫君 私は、この際大蔵省に、きのうの委員会のために保留いたしました分として資料をお願いしたいと思ひます。それは、今次災害の公共被害の総額それから個人被害の総額をまず知りた。そのうちで、特例法あるいは一般法の定めによつて国が財政支出をしなければならぬ総額、それから、個人の分につきましてありますれば当然であります。それから、国が

投融資をしなければならぬ総額をそれぞれを出していただく。それから、その内訳として、今次の補正予算に入つて入るものが幾ら、来年度の通常予算に入れるものがどれだけ、それからあと入るものはどれだけ、こういう明細を出していただきたい。さらに、これと同じ方式で、三十四年以前のもので、三十三年度までの分についての残額があるはずでありますから、それを加えていただいて、そして災害の財政投融資の全貌がわかるようにしていただきたいという事なんです。なぜ私はそういうことを申し上げるかと申しますと、きのう総理大臣も言われたように、私は総理大臣の意見には若干異論がありますが、とにかく台風といふのは、いい面もある悪い面もある、こつとつとやいます。これは、私は言葉が過ぎると思ひます。日本は雨が降らなければならぬといふことは事実なんです。六月の梅雨だとか、そういうものはいいけれども、台風といふものは、氣象学的にいってちゃんと定義があります。台風が来れば必ず被害が起きます。そういうものは困る言わなければならぬのに、いい面がある、それならば、政府なども、招かれざる客である台風であるといふことになれば、それでもつて被害が起きた場合には、もう個人災害に対して、これはもう少し大幅に私は援助しなければならぬと思ひます。そういう觀念からいへば、それだから、私はこう言つて被害に対してやかましきことを言つておるのとはことなつて、それは個人被害にすぐ財政支出をしなくては行かない。それは財政法の建前があらうから、個人の被害に対しては

融資でいいでしょう。融資のつかないところに金を出すというところが精一ぱいでしょうが、とにかく長期で無利子の金を出して生活を守つてやるといふ、そういう建前をくれないければならぬ。そういう思想を作り上げていくところの根拠になる数字といふものがなければならぬ。ちつとも出てこない、考え方が、それだから私は、その数字を出してもらいたい、こつとやういふわけです。すると、大蔵省などは、個人の被害などはわからぬとおつしやるから、それはちよつとおかしいので、やはり平均値といふものがあるんですから、どうせサンプリングを立てて計算をするんでしよう。道路だつてそれでしよう。今出ている被害額に査定率をおかけになる、査定率をかけるという概念がどういふことか示しておれば、道路が何メートル切れたから、一メートルについて幾らぐらゐ出したらいかにといふふり、ある程度解決をしておいて出している予算なんです。それだからこそ査定率といふものが生きてくる。どうせ神様のやうなものでないから、正確に出るわけのものではない。そういう意味で、個人だつて被害戸数が出ている。全壊、半壊、床上、床下浸水、ちゃんと出ているわけだ。わからぬはずはない。非常に鋭敏な頭腦の持ち主である大蔵省の皆さん方は、あやまちのないようなサンプリングを置いて計算をして、はたして幾らの損害額があつたのかといふことを計算して出してもらふといふことなんです、私の方は、ですから、もう一ぺん最後に申し上げますならば、私は、今度の災害といふものは、公共施設を復旧しなければならぬことは当然であり

ます。個人被害についても不可抗力でないのです。総理の考え方からいけば、もう被害が来ることは当然認め、そしてなお来てもらいたい、こつとやういふわけだから、それならば、国もやはり被害助成をしなければならぬ。そういう建前で、個人被害に対するところの大幅な援護といふものを今後ぜひ政治的にしなければならぬ。そういう気持ちにかられて申上げていくわけなんです。これは、あなたの今お持ちになつておられる思想は、私の思想と違ひかもしれません。しかし、いずれの思想を検討するにしても、根拠になる数字だけはつかんでおかなければならぬ、こつとやうなことです。

○政府委員(石原周夫君) 栗山委員の仰せられた数字につきましては、ちよつと時間を拝借いたしまして、できるだけ早く作りたい。ただ、ちよつと一言申し上げておきたいことは、公共土木、農地農業用施設、公立学校というより、三つの災害復旧が各省の行政の上に乗つておられて、従来から被害に対しては報告の筋道といふものがあるわけなんです。それでなくて、たとえば個人の住宅、家財の被害といふようなことに相なりますと、これは必ずしも従来各省の行政の線に乗つてない。従ひまして、後者の行政に乗つてないものにつきましては、私どももいたしましては、数字を出せと仰せられますと、非常に大胆な前提を持つた数字になるかもしれないことをお断り申し上げておきます。

○栗山良夫君 その資料をいつ出していただけるのですか。

○政府委員(石原周夫君) みな作業を

する人間がこの小委員会に呼び出されているものですから、ちよつとその連中が歸つてこない作業を命ずるわけにも参りませんので、一日、二日お待ちをいただきます。

○栗山良夫君 私は、おそらく補正予算の討論のときにもだれか発言されると思ひますが、私は政府が一番大蔵省に責任ありません。政府に私は言うのですが、昭和二十八年災に対して、二十九年に十九年計画を作り、それをすぐまた五カ年計画に改め、またチェックして、昭和三十三年から五年計画というやつをや、今度またこれが起きたからといつて、金に糸目はつけぬといふ宣伝の裏打ちをする意味かどうかわかりませんが、また五カ年計画といふやつを作つて、あたかも、国民には、政府は災害のために至れり尽くせりといふやうなことを言われる。ところが、私の持つてゐる数字で、昭和二十三年からこちらの歳出総額に對するところの災害の額を申し上げてみましょうか。パーセンテージを二十三年からずつと申し上げますと、二十三年三・七％、二十四年三・四％、二十五年四・七％、二十六年五・一％、二十七年五・九％、二十八年七・三％、二十九年は五・二％、三十年は四・九％、三十一年は四・一％、三十二年は三・三％、三十三年は三・一％、三十四年は四・八％、こういふ工合に、ほとんど動いていないのです。防衛費の方と、軍事費と比較すると、二十三年からとりますと、二十三年二・二％、二十四年一・四％、二十五年一・七％、二十六年一・五％、二十七年一・七％、二十八年一・二％、二十九年一・七％、三十年一・九％、三十一

年二・四％、三十二年一・四％、ずつとその状態、同じですがね。そうすると、大体三分の一しかないということですよ。災害復興費というものは防衛費の、私、きのう岸総理に言つたことはこのことなんです。がね。だから、えらいアドバンスをあげられるけれども、内容的には、今までは少なくとも特別な施策にはなっていないということなんです。そういう意味合いの看板をかけて国民をまどわされることは大へんよろしくない。最近新興宗教のことがいろいろ言われておるのだから、世をまどわすのものはなはだしいと私は言わざるを得ない。そういう意味で、もう少し数字的に根拠のあるものを計算をして発表してもらうならよろしい。新聞に発表されている数字を私は通じて見るといろいろと根拠がないものだから、それで私は申し上げる。私の微意のあるところをよくくんで、とにかく資料を作つていただきたいと思う。これは、おそらくこれの本会議上程までには間に合ふようですが、間に合ふなければ間に合ふでないです。が、通常国会のときに予算委員会の問題にもしますからいいですが……。

○委員長(西川基五郎君) できるだけ早急にお願ひいたします。

それでは、午前中は終わりました、午後一時半から開会いたします。

午後零時四十六分休憩

午後二時一分開会

○委員長(西川基五郎君) 休憩前に引き続き開会いたします。

○大竹平八郎君 私、今災害における通産関係の問題につきましてお尋ねしたいと思ひます。繊維関係それ

から公益事業、中小企業それから公共企業、公営企業、こういう点で、ごくポイント的なものを時間の関係で一つお尋ねをいたしたいと思ひます。大抵が、まず最初に、繊維関係につきましてお尋ねをいたしたいのであります。御承知の今度の災害、特に伊勢湾を中心とした災害におきまして、たとえば、中部電力を一つ調査いたしました。大口消費の大体六〇％といふものが繊維関係会社に供給をしておるといふことを見まして、この繊維関係が、名古屋地区を中心としていかに大きな工業的な比重を持つておるかというところがはつきりするわけでありますが、その意味において、今災害における繊維工業の打撃といふものは非常なものであります。

まず、局長にお尋ねをいたしたいのは、繊維と申しましても、綿もありまして、スフもありまして、それから、こゝとにあの地区は羊毛織物がだいぶあるわけでありまして、その被害の実態の最近の情勢をまずお尋ねいたします。

○説明員(今井善衛君) ただいまお話しがございましたように、今回の災害地区は、繊維産業にとりましてきわめて大事な地域でございます。従いまして、繊維産業をいたしまして非常に大きな打撃を受けたのでございます。この被害の内容をいたしましては、大きく分けますと、津島地区を中心とした毛織物並びに毛整理の関係、これは現在どうなつておるかとお申しますと、御承知のように津島地区は、海水の締め出しが一部おくれまして、昨今よりやく排水ができてまして地面が出てきたといふふうな状態でございます。従いまして、まだこの地区は全然復

興しておりません。大体織機にいたしまして、あの地区に四千五百台ばかりございまして、そのうち三千五百台が被害を受けたのでございます。大抵日本全国毛織物工業のキャパシティから申しますと、二割程度になると思ひます。この地区は、今後私ども力を入れて復興を急がなければならぬ、かように考えております。それから知多地区を中心とした毛織物並びに毛整理の関係、これは、この綿の広幅織物で非常に輸出関係が多いわけでございます。従いまして、この地区が海水の浸水を受けまして、そうしてしばらくの間操業ができなかつたのでございまして、この地区といつたしまして五百七十工場、約五万台程度の織機がございまして、被害がございまして約七割の、織機にいたしまして約三万五千台でございます。しばらく操業が停止しております。しばらく、現在の復旧状態から申しますと、このうち七五％がすでに操業に入つておるわけでございます。まだ二五％は操業に入っていないので、台数にいたしまして三万五千台のうち二万七千台が現在稼働しているという状態になつております。この稼働しておりますものにつきまして、これは現在どうやらこうやら動いておるというのものと、うちに若干あるのございまして、非常に応急的に手当をいたしまして動かし、また関係で、故障がまだ相当多いといふふうな状態でございます。それから、現在まだ復旧のできておりませんが、せんものにつきましたは、これは海水をまともに受けたとか、あるいは工場が全壊したとかいふふうなために機械が非常に痛んでおりまして、織機のみ

ならず準備機等につきましても、機械メーカーに発注しなければならぬ、部品も取り寄せなければならぬといふふうな状態でございます。現在これを進めつつあるわけでございます。

それから、この伊勢湾周辺には、御承知のように、綿紡績、スフ紡績、そして、被害を受けたものでございまして、綿紡績が非常に多いのでございまして、綿糸紡績で約百万錠になつておりますが、このうち未だに稼働していないといふのは二十二万錠でございます。あとは稼働いたしております。この十月中からまた十一月初めにかけてまして、これらの工場は操業が停止したのでございまして、私どもいたしましては、このほか紡績といたしましては、格納、封緘によりまして操業停止しております。紡績がございまして、それと振りかへまして、被害を受けた紡績による減産分だけ振りかへまして、他の紡績を動かすことによつて生産をカバーするというをやつておるのございまして、それでも大体十月中の減産は、綿糸にいたしまして二万錠というところになっております。現在まだ稼働しております二十二万錠の方は非常に被害の甚大な工場でございます。年内はまだ動く見通しがございせん。そのほかには繊維工業をいたしましては、たとえば四日市を中心とする漁網とか、あるいはタオル、メリヤスとか、いろいろの業種がやはり大きな被害を受けたのでございまして、これらにつきましては、復旧が比較的早く、大体稼働しつつあるものが大部分であるという状態でございます。

○大竹平八郎君 そこで、一つの例を

申し上げるのでありますが、今お話を聞きまして、私どもの持つてゐる数字より、はるかにその被害の大きいことを知つて一そう驚いたものであります。が、今局長のお話の通り、綿紡が非常に多いといふこと、特に私、あの四日市の代表的な日本の紡績工場といわれ東洋紡の工場等を災害後に見せてもらつたのですが、たとえば、あそこあたりの機械なんというものは、なかなか日本で簡単にこれをかえるといふわけにいかないようなものも非常に多いのであります。ことにあそこは、ほとんど高潮ですつかり潮がついておるから、潮洗いをしなければならぬといふような実情にある。これは一つの紡績工場としての例であります。ところが、そういったことは、ただ単に東洋紡のような大きな会社であると、自力でもつて、大阪との連絡をもつて、いろいろ応急措置をやるということもできると思ふのであります。ところが、さうでないような、いわゆる中小紡績工場といふようなところは、なかなかさういふふうに自力でもつていけないのであります。が、こゝろの緊急な立ち上り処置に對しましてどういふ御処置をとられたか。一つその点を伺ひたいのであります。

○説明員(今井善衛君) ただいまお話しがございました、たとえば東洋紡の富田工場といふふうな大企業につきましては、これはまあ大企業が早い早く、たとえば部品の修理のため、あるいは部品を新たに機械メーカーに発注するとか、あるいは金融問題等につきましては、それぞれの取引銀行に金融を頼んでおりまして、従いまして、政府としては、それほど積極的にお世話をして

おるわけではございませんが、ただ、先ほどお話ししましたように、この知多の繊維やあるいは津島地区の毛織や、こういうふうな中小企業につきましても、どうしても先立つものは金融であるという関係がございますので、金融の問題につきましては、私どももいたしまして、中小企業金融公庫なり、あるいは商工中金なりというふうなところに事情をお話しいたしまして、できるだけ御援助をいたしておる次第でございます。それから、大きな企業でございまして、一つの紡績で、自分の持つておりますすべての工場がやられたというふうな会社があるのでございまして、これはまあ決して中小企業だけじゃないのでございまして、ところで、従来の取引銀行から全面的に融資を受けるというところは相当困難があるというふうな例があるのでございまして、これらにつきましても、名古屋通産局におきまして、地元いろいろ関係筋と相談いたしまして、できるだけ金融につきましてもお世話をしておるような次第でございます。

○大竹平八郎君 それから、さらにお尋ねをいたしたいのは、この事業の再開にあたりまして一番大きな問題になりますのは、原材料の問題だと思っておりますが、御承知の通り、流失とか、あるいは持っているものが汚染をしたとかいうような被害に對しまして、これを補給するといふ点に對してどういふ措置を講ぜられたかという点と、いま一つは、ことに輸入原料が流失した場合、これは相当流失しておると思ひます。これが再輸入のためのつまり外貨の割当をどういふ工合に処置をせられたか。当然これは再輸入をできるようにしなければ操業もできないのでありますが、こういう点につきましてお答え願いたいと思ひます。

○説明員(今井善衛君) ただいまお話ししたとおりは、原綿、原毛が倉庫の中に入つておつてそのまま流失した、あるいは工場在庫がなくなつたというものは、これは早急に補給しなければならぬわけでございます。私どももいたしましては、すでに現地で委員会がございまして、この委員会におきまして、各倉庫あるいは工場ごとに見回しまして、その実被害額を調査いたしまして、その被害額に相当する原綿なり原毛の再輸入をすでに許可しております。今、実績はちよつとはつきりいたしません、綿花にいたしましては五、六、六、千俵、羊毛にいたしまして一万五、六千俵という数字であつたと思ひわけでございます。特に毛織物等につきましても、現在非常に輸出の最盛期でございます。これはまたリンク制の対象になつておるのでございまして、それらにつきましても、その毛織工場に必要な原毛の先渡しをいたしまして、それを紡績工場に差し出して、必要な糸と取りかかるといふような措置を講じて、できるだけ支障のないように措置をいたしております。

○大竹平八郎君 それから、例の繊維工業設備臨時措置法のとくにもいろいろ問題がございまして、まあそれまで、例の設備過剰のものは格納とかあるいは一応抑えた点があるのでありますが、こういうふうに景気も非常によくなつてきて、そこへもつてきて今度の災害が出てきた、こういうわけなのでありますので、いわゆる過剰してお

りまする従来の機械設備というよりなもの登録を変更して、これを便宜的に使わせるとかいうような処置はおとりになられたかどうか、その点をお伺いいたします。

○説明員(今井善衛君) 綿糸紡績並びにスフ紡績、こういう紡績段階につきましても、被害を受けた紡績工場はそのまま動かさない、従つてそれだけ減産するわけでございます。その減産分に見合うだけの紡績を、他の工場の現在まで格納なりあるいは封鎖という手続でもつて動いております。そのものを動かすように振りがえておるのでございまして、これは、一つの会社の中で多数工場を持つておるときには当然認めておりますし、また、その工場が一つきりない紡績がやられたという場合には、自分と資本関係その他の関係のあります他の紡績会社と話し合ひをいたしまして、そうして他の紡績会社の今までの動いていない工場を動かすように振りがえて、という手続を直ちにとつた次第でございます。それから織物につきましても、知多の綿織物、織布を初めといたしまして、愛知県だけで非常にたくさん織機が被害をこうむつたのでございまして、これに他の地区の今までの動いておりません織機を動かすように振りがえて、という措置をやつたのでございまして、これは、綿織物につきましても、現在三割封鎖しております。また、一割封鎖を緩和しましたもので、被災地の減産の分をカバーするといふやり方を講じております。

○大竹平八郎君 その登録変更の機械の数は大体どのくらいですか。

○説明員(今井善衛君) 全体で三十五万台ほどでございますので、従いまし

て一割、約三万五千台程度振りがえておるわけでございます。

○大竹平八郎君 三万五千というのは災害地ですね。

○説明員(今井善衛君) 全国的に申しまして、たとえば大阪なり何なりが、その結果減産を緩和されまして動いておるわけでありまして。

○大竹平八郎君 災害地の変更の数はどのくらいあるか、それはおわかりになりますか。

○説明員(今井善衛君) 災害地はほとんどもう……今までは、百台持つておりますのは三割封鎖しておるといふような格好になつておつたわけでございますが、原則として、災害地におきましては、その工場が全部やられておりますので、従いまして、災害地の振りがえて、災害を受けない土地の振りがえて、の方が多いといふことになつておるわけ。災害地では、今までは、たとえば三割封鎖しておりましたものはもうほとんど全部動いておるといふような格好になつておると思ひます。

○大竹平八郎君 あつたいふありますから、繊維関係は私はこの程度にしまして、小室さん見えていますから、公益事業関係、簡単にすから……

一番先に局長にお尋ねをしたいのは、私は、この前大臣にも申し上げたのでありますが、今度の災害につきましても、いろいろ各方面に、まあこれはあとの祭りと言つていいのかもしれませんが、いろいろな問題が起きたわけなんです。あつたが、その中において電力関係で、あつたが、中部電力が中心なんです。あつたが、中部電力が各般にとられた処置というものは、私も災害後に行

きまして、非常によろしきを得たといふような実は感想を持つて歸つて来たわけなんです。まあそれは、一つは九電力会社のいわゆる平素の密接な連絡という点も大きいにあつた。かつて力があると思ひます。たといふば、災害発生と同時に、関西電力それから東京電力その他が直ちに応援に来て、そうして配線工事等に非常に献身的にやられた。われわれ、そういう事実をたくさん見て参つて来たわけなんです。その点、そういう意味において、電力関係の緊急措置というものは非常に私はよかつたと思ひます。あつたが、ただ、御承知のように、あつたが、ことに伊勢湾の問題のごときは、まあ六十メートルでも倒れないといわれるような送電の鉄塔までがとにかく幾つか倒れておる。いわんや普通の電柱などというものは、三重県だけでも数百本も倒れておる。こういうようなことで、さしたつて、そういう意味において、電線とかその他の資材というふうな問題が非常に当時大きな問題になつていたのでありますが、こういう緊急資材の措置という点に、つきまして、これも大臣に簡単にお尋ねいたしたのでありますが、特にしかし、どういふような御処置をとられた報告があつたのか、どういふ御指令を出されたか。その点をまずお伺いいたしたいと思ひます。

○説明員(小室恒夫君) お話のように、中部電力のみならず、東京電力あるいは関西電力等から数百名の工事関係の者が参りまして、復旧に努力したわけでありまして。その際、必要な資材

についても、各社間に相互応援融通をやるといふことをいたしまして、幸いに最近では、資材の問題は、電源開発につきましても、あるいは保守技術につきましても、あまり隘路になつておりません。若干のストックを各社も持つております。中部電力自身も、被害の著しい所においては、もちろんそういうストックについての被害もございすけれども、他の地域から、安全な所からそれを持つてくるというふうな融通ができたものですから、資材の点が隘路になつて復旧がはかばかしくなるとは、今までのところ、概略を申せば起きておりません。ただ、ガソリンが一時ちよつと足りなかつた所が起つておりますので、そういうものは、緊急に東京から輸送したというふうなこともございます。そういうことで、実は大抵十月の末までに発電所、変電所——発電所は、水力発電所が二、三カ所復旧してない所がございまして、火力発電所は全部復旧いたしました。あるいは送電線は、先ほど御指摘の濃飛幹線だけはまだできておりませんが、ほとんど復旧もいたしましたし、それから配電線についても、水没世帯を除きました全部が停電が解除になつたというふうな状況でございます。

○大竹平八郎君 それから、この公益事業中の電気、ガスというものが停止をされるということになると、いろいろな意味において不安を招くし、ことに市民の生活に影響があるということでは、これは御承知の通りであります。が、そういう意味で、公共事業が災害にたえ得るような、いわゆる防衛工事、こういうことが、私は、今度の災害等を通じて見て、必要があるのじやないかと考えるわけではあります。が、御承知のように、最近では、いわゆる火主水従と申しまして、非常に火力関係に重点を置かれておるわけでありまして、そういうわけで、火力が勢いさういふ点からいって海に接して作られるというところは、名古屋の場合でも、またこの東京近辺の場合でもそうで、ほとんどが火力中心というものは海辺に作られるわけでありまして、そういうことで、私もこの今度の台風を見まして、その防衛工事というものを一そ痛切に実は感じたわけなのであります。が、これにつきましても、今後こういった防衛工事というふうなものについて、何か特別な御考慮が払われておるかどうかが、その点をまず伺いたいと思ひます。

○説明員(小室恒夫君) 御指摘の通り、今後の新鋭火力、大規模な火力発電所は、いずれも海岸あるいは埋立地にできるようなことになつておりまして、台風、高潮の被害等について十分備えを持たなければならぬということは当然でございます。また、今回の浸水地域における火力発電所におきましても、まあ主要機器が三階、四階、つまり一階以外の所にあつて、比較的被害の少ない点もあつたのであります。そういうふうな配慮もさらに進めなきゃならぬと、また、地盤等につきましても、とかく埋立地、海岸地には、地盤の弱い所があるわけでございます。そういう所に台風、高潮の被害が及びますと、さらに多大な被害が起きるわけでありまして、そういう地盤の強化あるいは地盤の調査ということについて、まず第一に非常に従来以上に慎重にやらなければならぬというふう

に、それからまた、構築物及びその内部における機器の配置等につきましても、今回の被害にかんがみて、さらに研究を堅実に進めておるわけでありまして、むしろ財政等のかね合いもありまして、どういふところに目を付けたらよろしいかというところについては、明細な結論は出ておりません。各社とも最近の事態に際して十分注意を払ひ、研究をいたして参つております。○大竹平八郎君 それから、今度の災害でさらに痛感を感じたことは、通信施設の問題なのであります。が、これは、いまは私、今度の台風の気象予報というものは、かなり緻密に通報をせられていたようにわれわれは承つておるの段階になつて、一番重大なときになつて切れてしまつた。これは、電源関係から勢いそうせざるを得なかつたのであります。そういうわけで、今度無線設備というものが非常に活躍をいたしたわけなのであります。が、この無線設備を大々的に私どもは今後に処してやつていかなければならぬということを感じるのであります。が、まあこれは、相当な費用もかかると思うのであります。が、こういうことにつきましても、どういふお考えを持っておられるか、一つお尋ねしたいと思ひます。

○説明員(小室恒夫君) 御指摘の通り、通信線は一時、有線はまあ、いわゆる搬送電話、さらにマイクロ無線の大半までが実は不通になつて、各事業者間の連絡も途絶えたというふうな状態でございます。従ひまして、いろいろな移動用の無線で連絡するということも必要を生じました。こういう面はさらに強化する必要があるものであります。○大竹平八郎君 それから、ちよつとこれは違ひますけれども、今度の災害を見て、私も一通り回つて見たのであります。が、たとえば、中部電力のごときは、各種のいわゆる火力を持つておるわけでありまして、しかし、それは全部が御承知の通り一様ではないわけでありまして、たとえば、三重火力のごときは全く露出そのもので、むき出しであります。それから名港火力のようないくつかの中にあるものもありまして、さらに新名古屋のごとき新しい設備ができておるものもある。こういうふうな場合で、火力そのもののいろいろなあるわけでありまして、今度の台風を契機といたしまして、この構造上大体どういふものが有利であるかというふうな点についての御考えが、あります。一つ御説明をお願いします。

○説明員(小室恒夫君) 臨海地帯全体について、単に火力発電所の問題だけにとどめて、いろいろな異常災害、特に高潮に対する対策を政府各部門で連絡して研究を進めて参つておるような段階であります。で、火力発電所だけの問題で直ちに回答はしにくいのであります。が、従来は、どちらかというと、外洋に面して発電所を作るような場合、風波の被害、塩害をいかに防ぐかというふうな、防波堤を特に強化する、た

るいは内部の機器の配置というふうな点について、各方面から専門家が検討してありまして、ある程度時間をかせば、そういう面についてもさらに改善された設計等も見えてくるのではないと思ひますけれども、ただいま自身、遮蔽した方がいかに、あるいは開放した方がいかにというふうな点についてすでに結論が出たというふうな結論が出たというところを申し上げるには時期尚早であると思ひます。

○大竹平八郎君 それから、先ほどちよつと申し上げました、火力がほとんど御承知のように海面すれすれの所にある。従つて問題は、この高潮関係の問題なのであります。が、何も高潮は伊勢湾だけに來るわけではありませんが、あるいは千葉に來るかもしれません。また神奈川あたりに來るかもしれません。こういうふうなことで、今度の高潮の問題を中心にして、特に臨海地帯に新しい設備を設けるとか、あるいは強制的に防潮施設を設置させるということも、法的あるいは行政指導の面でおやりになる意思があるかどうかという点について一つお尋ねいたします。

すが、保証しなくとも借りられるような企業を保証して、そうして保証しなくては借りられないような企業を放任をするような、こういうような傾向がますますあると思うのですがね、これについてはいかがですか。

のも一応通るわけですね。そうするとやはり、何といいますか、歩積みとか両建というような関係からいって、実際は相当高い利子を取るようなことは、こういうようなことはないのですか。

ともまた、この事業協同組合に対してどんなものを一体考えておるのか、この点を一つ示してもらいたいと思います。

○政府委員（小山雄二君） これは対象とします共同施設が四個ございまして、

おるのか。これもまだ研究中だと言われては困るのですが、これはどうですか。

○政府委員(小山雄二君) 政令で定め
る地域につきましては、今考えており
ますところでは、農林水産業施設の災

から「準ずる」とありますから、市町村を単位で大体指定されるものと了承してよろしいのですか。

○政府委員(小山雄三君) 従来の共同施設で融資の貸し付け等をやっておりますが、その共同施設も組合の共同施設

○政府委員（小山雄二君） 信用保証協会の制度そのものは、今おつしやいますように、担保力のないものにやるための制度なんですが、ただ、中小企業金融公庫で代理店を通じておるよりな関係で、おつしやるような例があるいはあるかとも思いますが、中小企業信用保険公庫並びに信用保証協会が指導して県と一緒になんか指導いたしまして、そういうことのないように努力はいたしておるわけですが、代理店の方も自分の銀行の商売の関係で気をつけておるわけでありまして、そうすると保証協会の方も、食いいのは食つてというようなことがあるいはあるかもしれないませんが、なお今後気をつけるようにいたしたいと思ひます。

○政府委員 小山雄二君 今度の災害融資の關係は、そういう点は非常にやかましく言いましてやつておるのでございしますが、一般に中小企業の金融事情の調査は詳細にやつております。最近また少し歩積み、両建がちよつとふえてきておりますが、金を借りに行つて借りられなかつたとか、思うだけ借りられなかつたという件数は、少しずつ減つておりますが、歩積み、両建は少しずつふえております。一般的にも大蔵省から資金監督をやかましく言つてもらつておりますが、ことに災害關係につきましては、そういうことの絶対にならないようにというのをやかましく言つております。ただ、金融機關が自分の方の仕事とのやりくり、これは

て、一が事業協同組合、事業協同小組合または協同組合連合会、二番目が商工組合、商工組合連合会、三番目に前二号に掲げる中小企業者の団体に準ずるものということでございますが、これは具体的に法的団体になっておられない、任意団体ですね、商店街等いろいろな共同施設をしてありますような団体を指すわけでございますが、具体的には、しからばどういふものをきめていくかということ、政令で定めることになっておりますが、実際のやり方としましては、今大体考えておりますところでは、府県知事に補助の対象としていいというような認定をしてもらいまして、それを通産省あたりと協議をしてもらって、そういうものをつか

害復旧事業に對する措置法というものがございます。これの例にならしまして、その地区内に設置された協同組合等の施設の復旧費の総額、それからそれを利用する組合員と申しますか、構成員の数、こういふものを勘案しまして一定の額に達するような市町村を指定していくのがいいのではなからうか。大体やり方は、農林水産業の共同施設の特別措置法にならいたいと、一応考えております。

○成瀬幡治君　御承知のように農林では五万円になっておるのですがね。そうして原案は御承知のように八万円、そして六万円やかましくいって五万円、とういうことになっておる。ここではそういう額をおきめになる。これは

設ですが、相当大きいようにお思ひになるかもしれません、實際問題としてそれより大きいものではございません。従つて、金額も相当、法律が制定せられれば趣旨もありますから、あまり高いところではしるつもりは私どもとしてはございません。ただ、今これは関係省と全然相談しておりますので、数字はごかんべん願いたいと思います。それから地域は市町村を単位として指定することにしたいと思います。

○成瀬瀧治君　一つ立法された趣旨といふものは、こういうことに對して大きく一つ補助しようじやないかという趣旨ですから、特定のところが入るだけなくて、相当大幅なところが入るやうにしていただきたいと思ひます。

○大竹平八郎君 これは長官、末端に行きますと、今私が二、三項目を申し上げたのですが、こういうことは非常に多いのです。こういう中小企業のお金に多いのです。逆に中小企業から恨まれるというような問題が非常に多

監査等も、厳格に代理店の監査はやつておりますが、表に現われてこないような形で、あるいはそういう例もあるかとも思いますが、なお一そう監督を厳重にして、そういうことのないように努力したいと思います。

まえていこうという考えでございます。

○大竹平八郎君　そうすると、まだ政令の、何といいますか、草案というものはまだできていないのですか。

○政府委員(小山雄二君)　これは急に

あとでこの委員会が終わってしまつて、あなたの方で勝手に数字を出されるわけですが、まあ農林関係の五万円という数字は、相当下げられた数字ですが、気持ちも大体そういうような数字を考へてお見えになつておるのか。こ

それから、次にこの第二条であります。この改良復旧ですね。原形復旧ばかりじゃなくて、改良復旧も含むと承していいか、悪いか。

○政府委員（小山雄三君） 当然改良復旧も含むと思います。

い。ことに今度の災害關係に對しては、もう急を要することだけに、よほど一つ末端をあなたの方から十分一つ監督をして、そういうことのないように、ことに十二月の金融という問題が差し迫つてきておりますから、その点一つ十分御留意をいただきたい。

それから災害対策として、政府關係機關から低利で貸し出すようにもなっておりますが、しかし代理店というも

○大竹平八郎君　特にその点を一つ前と同じに十分御監督願いたい。

それから最後に、これは多分昨日でありますが衆議院から来た法案で、これは議員立法で通過してきたわけがあります、事業協同組合、この共同施設の復旧について政府が補助をする、こういう建前になっております。

事業協同組合に準ずる組合、これは一体何を指しておるのでしょうか。それ

提案されました、そういう経緯もございますして、今度は施行するときには政令で施行がされると思いますが、そういう相談はまだ各省でやつておらないわけです。

○成瀬幡治君　今おっしゃるように急な話で、政令がきまつておらないということはよくわかりますが、しかし、少なくとも適用される地区ですね、これはどういふような話しになつて

それはたとえば二百万とか三百万という
ような高い数字になつては、指定地域
町村が非常に少なくなるのじやないか
と思います。従つて、あれは御承知の
ように市町村も指定するわけです。で
すから、これはそうしますと、数字は、
あるいはこのくらいの数字じやないか
かというような数字をあなたはここで
言えないかも知れません。もしあるな
ら、それを言つていただきたい。それ

○成瀬幡治君　その査定はどこでおやりになりますか。

○政府委員（小山雄二君）　これは第三條にもありますように、府県が四分の三補助するときには国が三分の二補助するということなのでありますから、県で査定といいますか、よし補助するということをしめることになると思います。

○成瀬幡治君　わかりました。ですか

ら県がそこでもうやれば、あなたの方では棒のみにして、受けて立つのだという格好はわかりました。それからここに第二條の一、二、三、四とあがつて、みな施設、施設と書いてございしますが、その施設の基準、政令の考へておられる施設そのものは、どんな内容を考へておられるのか、具体的に言うと、事務所がどうなるのか、あるいは生産のたえばトラックとか、あるいはいろいろなものでございようものに入ってくるのかどうか、そういう点。

○政府委員(小山雄二君) 法律の文字だけから言いますと、施設は組合で設置する施設は全部入るわけでございしますが、結局、政令で、何といひますか、復旧費用があまり少額なものとか、経済効果があり少ないとかいうようなものは、対象からはずして、ということになるかと思ひますが、従来中小企業振興資金助成法でやっていますのは、そういうしほり方が相当きつうございします。それよりは立法趣旨にかんがみましても、甘くするつもりでございしますが、ただいまお話しした事例が、自動車というものは、実はこの特別措置法でも抜けているようにございします。そこら辺を勘案しまして、具体的にきめていこうかと、こう考へております。

○成瀬権治君 抜けているか、入っているかというところは、なかなかこれはデリケートなことになるわけですが、そこで入つておれば、農林水産の方でやれば入ると承していいわけですか。

○政府委員(小山雄二君) まずこの法律案が急に出来たものでございしますか

ら、実は十分実態調査もやつておらないわけにございします。今さしあたり、東海三県の県庁で調べました表が、資料がございしますが、それでいきますと、事務所、自動車というものは、例が少のうございします。被害が、ということでありまして、被害が、十分調査いたしまして、法律の趣旨もこの趣旨でございしますので、入れべきものならば入れた。ただ、農林の例がございしますので、政府内で話しますときは、その例にならざるやうなことになるおそれがあるのじやないかというところで、今申し上げたわけにございします。向こうが入れれば当然こつちも入れるということになると思ひます。

○成瀬権治君 わかりました。農林水産関係よりも少なくとも下回らない、若干は、特別立法したということ、上回つてもいいという趣旨ですから、農林関係で入つたら一つ入れると、あるいは農林関係で入つていなくても、法律の趣旨はこういうことであり、今お話を聞いておられますと、被害額が少くない、しかも、都道府県がそれに対して四分の三の補助を出したら、あなたの方は受けて三分の二でいいやうというの、大体立法の建前ですから、そういうふうな運ばれた場合には、一つあなたの方でもあまりきついしほり方をせずに、受けてやつていただきたといふことを要望して私の質問は終ります。

○栗山良夫君 二、三中小企業のことについて伺ひますが、今度国有機械の売渡しの特別法が出ましたが、実は、この国有機械の売下げの問題について国会で取り上げたのは、いふん前のこ

とだと思つてゐるのです。国有財産ですから、大蔵省という御協議になつて、中小企業振興のためにいろいろと施策をせられたことは了解してゐるのですが、まだこんな機械が残つてゐるのかと思つてびっくりするのです。どの程度あるのですか。

○政府委員(小山雄二君) 前に交換した規定がございまして、順次はけてきてゐるようございしますが、私も東方面に、進駐軍から返つてきたものかと思ひますが、千台ぐらゐあるやうにございします。一台平均二十万円として、全額で二億ぐらゐ、こういうことでございします。ただ、中小企業の設備近代化というものも相当進みまして、はたしてどれだけ使えるか、中小企業者が要望するものがあるかというところが、私もまだ自信がないのでございします。やはり古いものが多かろうと思ひますので、うまくこれにはまつていくかどうかということについては、必ずしも自信がないのでございします。

○栗山良夫君 大体種類別にどんなものがあるのですか、大分けにして、わかりませんか。

○委員長(西川基五郎君) 大蔵省が来ていますから……

○栗山良夫君 そうすると、要するに千台ぐらゐだということですね。それで、機械のどの程度使えるかというところが問題でしょうが、逆に伺ひますが、今こういう機械を現地で買ひ入れたいという申し込みは、どういうふうになつてゐますか。

○政府委員(小山雄二君) これは私どもは、中小企業関係の需要者が財務局

に申し込んで、大蔵系統でやつておりますので、具体的なことは……

○栗山良夫君 中小企業庁はそこまで相談にあずかつておられませんか。

○政府委員(小山雄二君) 制度その他については、よく相談にあずかりました。やつたのですが、内容で、具体的にどういうものについて要望が来ているかというところは、現地の中小企業者が財務局を通じてやつております。

○栗山良夫君 それは、従来は私たちが知つてゐることは知つてゐますけれども、本来ならば、中小企業の合理化なり生産性の向上なり、そういう実際の企業面からの指導は中小企業庁がやるのですから、現物の売つた買つただけなら、大蔵省と当事者の間でいいですけれども、もう少し通産省として、その機械をいかに高度に活用し得るかという見地から、専門技術者もいるのだから、相談にあずかるべきではないですか。

○政府委員(小山雄二君) 今度の法律の制度がございまして、平生より有利な条件でやるわけでありまして、その条件のもとに、今幾ら申し込みがあるかというところは、ちよつと私どもの方でも資料を持っております。

○栗山良夫君 それは国有機械のことだから、大蔵省に聞かなければならぬとぐらゐのことでは知つております。私もこの法律を知つたのだから、知つてゐるけれども、少なくとも中小企業の災害復旧、生産再開のために通産省がめんどろをみるということであれば、中小企業局にお聞きした方が……ただ現物のやりとりの責任は大蔵省にあるけれども、運用上の責任はより以上に的確に処置できる、そういう気持で何つ

たところが、これはもう従前と違ひかも變つてゐない。従前も間違ひだつたと思つておりましたが、ちよつと理解に苦しみますね、その点は。そういうことではたして、中小企業にほんとうに純粋な気持ちで貢献し得るやうな機械の再配置ができるかどうかというところを、非常に私は疑問を持ちますね。その点はあとで残つておつて聞きます。

それから次に伺ひますが、これは既存のものも運営の場合、それから新設のものも含めてお考えの方ですが、工場地帯の総合的な何と申しますか施策、これは港湾から鉄道、道路、工場敷地、労働者住宅用地、公園、その他公共施設、それから学校、そういうすべてものを包括した工場地帯の運営というところについて、今度の私は災害予算をずつと検討する過程において、通産省の発言力というものはきわめて弱いものだということを知らしました。それが、いかにどうかということですが、非常に弱い。たとへば工業地帯造成法の関係は通産省が、あれは先国会でしたかやりましたが、通産省は一応表向きの権限はある。ところが、水防にしても、河川法にしても、そういう法的面からの発言力のないところははつきりしておりますが、實際運用面から言つて私はいいのかしらという一つの疑問を持つてゐるのですが、特に東京とか、名古屋とか、大阪とか福岡、それから山口の工業地帯、日本でも指折りの工業地帯というのがありますね、産業地帯、おそらくこういうものは、さらに広げていかなければならぬから、分散態勢

をとるというならば、そういう場合に産業の指導的な立場にある通産省の発言力が、こんなに弱くていいかということに疑問を持つのですが、この考え方は、一体どういふのですかね。次官がおられるので伺います。

○政府委員(内田常雄君) 栗山さんのお尋ねですが、私は外から従来見ておりました、お尋ねの通り通産省が総合的な工業立地計画なり、あるいは港湾計画をやる際の発言力が弱かったと思えますが、御承知のようにこの一兩年の間に、通産省が工業立地課というよりなものを作りました、あるいはまた工業立地指導室というよりなものを置きました、さらにこの春の国会でございまして、工場立地の調査等に関する法律というものが制定施行されました、その部門も置きました、いたしまして、それと前後いたしました各省、建設省、あるいは運輸省、農林省、経済企画庁などを含めまして、工業立地のための各省の協議会を設置するようになりました。で、その協議会を通じて通産省は、あるいは工業用地でありますとか、あるいはその他營造施設でありますとか、あるいは法律の運用等につきまして、発言する機会がだんだんふえて多くなったと思いますが、いずれにしても今度の災害復旧の過程におきましては、そういう際に十分各省とも連絡協議会の際における通産省の産業の助成あるいは発展のための諸要素の調整というよりな角度から、発言力を強化していかなければならぬことだと考えますので、さよういたして参るようにつとめております。

○栗山良夫君 それ、私は官庁のなわ

張り争いの一方に加担をして、そして大いにおやりなさい、そういう意味の発言ではないのでして、今度の特例法をどうになつてかわかりませんが、通商産業省に關係の特例法の法律といえ、融資関係の法律とかだけでしよう。

あと重要なものは全部はかです。そのほか、ほかの省がやるべき仕事、その過去の手落ち、施策の不十分、そういうものが招来した災害によつて、産業地帯がめちやくちやにされておるのです。こういう現実の姿を見るという、どうも今までのやり方という千の手落ちがあるのではないかと、これを痛感するのです。たとえは、内田さんが、最近二、三年よくやつておつたしやるのですね、一つ、例をあげますと、実はことしの八月に、名古屋管区の行政管理局長の名前で、あの八月に、あの方面の水利の実態調査をやつたのです、行政管理局長が……。広範なものをやつたわけですから、原並に水利管理、団体の水利計画のうちで人命救助の方法が、その現地の計画書に全然入つてない。それから警察官及び消防機関との連絡調整の具体的な方法が欠けている。こういうことでは一朝災害が起きたときには、大へなことになります。この警告書の公表があつたのです、名古屋行政管理局長の名前で、これはこれを受けて愛知県知事なり名古屋市長なり、もつと真剣に、三重県知事ももちろんものをやらなければいけなかつたと思ふのです。ところが、これを聞いたときでほつておいたものだから、全然手当ができていない。大阪では私の聞くとところによると、今度台風の警

報が出ると同時に避難命令の準備、それから避難場所の準備、給食の準備、給食の準備、それからボートの準備、そういうものを全部やつたさうですね。名古屋には遺憾ながらそれが無いのです。こういうことは名古屋という産業地帯を襲われる場合には、あの地帯がやられるというところはわかつておるのだから、やはり通商産業省が原局、名古屋なり出先機関もあつたさうだけれども、出先機関というものが加つて、うして大いに発言力を高めて、進めなければいけなかつたと思ふのですが、中央もさることながら、現地に於いては地方庁と本省の出先機関との十分な連絡というものがなくちやいけな。まあこれは具体的な例ですけれども、そういう欠陥があるのではないかと思ふのです。

○政府委員(内田常雄君) これは栗山さんのお説の通りだと思ふ。そのことは、今から一時間ほど前に参議院へ来る前に当委員会が設置された最初の当委員会、栗山さんが大臣に発言をされて、通産省はなるべくその具体的な計画を作つて、可能ならば、という御発言もあつたことを企業局長に聞いておられます。ところで、ちよつとこれは横道にそれて恐縮であります、今、前国会から継続審査になつております臨海地域開発促進法案というものがあつた。これは衆議院先議で、おそろく参議院は予備審査に回つておるからいはずですが、これなどはこれからやろうというところで、おそろく一億平米以上の臨海地帯を新しく産業地帯として造成して参ろう。今まで地方公共団体がやつておりましたけれども、財政的な関係なんかで総合的な計画が

できないので、要すれば特殊な機関、たとえば公団等を作つて全国総合的にやろうというようなことを内容とした法案のようでありまして、これらの法案の中心におきますと、通商産業省のやるべき任務や立場をかなり強調して出ておりました、こういう式でやればいいなと思つておる。しかしこの法案におきまして、最後に実は私は通産省へ行つてみますとどうしても直していただきたいところがあるやうであります。これは一つ、どうも幸か不幸か、与党のたしか議員提案のやうであります、たとえば私は与党としておかしうございまして、あれも私はかなりよくできておると思つたところ、が、やつぱりこれが中心になつて地方と連絡したりなんかする機能というものは建設大臣というところになつております。建設大臣を通じてまゐる。地方の、たとえば名古屋であるとか、大阪であるとかいうところへ当たらせておられます。そういうところ

にまだやばり、今建設省には計画局というのがあります、都市計画やあつた地帯の計画は建設省がやるんだ、各省の協力は待ちますけれども、建設省のあれが現れておりました、これは私の意見では経済企画庁に開発局というものがあつたわけでありまして、この省にも片寄らず、各省が総合的な建設的な計画が立てられるようにするためには、その辺をちよつと改めた方がいいと思ふ、さういふ案はあるんでございまして、でありますから私どもはあれは一つのモデルで、はたして今回成立いたしますかどうかはわかりませんが、あつた機運が、これは栗山先生なんかの御意見も聞くべき

でありまして、十分通産省にも出てきておりますから、お説を傾倒いたしまして、賛成をして参りたいと思つた。ことにあの池田大臣などの発言で御承知のように通産省のやるべきことは、もちろん個々の企業を指導するとか、あるいは金融の面をどうするとかいふこともありますが、主として経済環境といふことが、産業環境の整備等、たとえばそれは道路であるとか、港湾であるとか、工業用水であるとか、それに思ひ切つて金を使つて所得増計画というもののために資すべきたといふことを、大臣も始終言つておられます、さういふやうなもので、でも今の問題に入つて参りますので、十分留意をして参りたいと思つた。

ただ今お説にもありました、今度の特例立法は、あまりさういふことの具体的なやり方には、触れておらないやうでありまして、補助率の特例というよりなことを骨子としておられます。ただしはば政府から説明されておりますように、今度の復旧は単なる原形復旧ではなく改良復旧をとると、こういうことでありますから、通産省が改良復旧の限りにおいては発言をいたしました、さうしてそれに伴う従業員の住宅とか、工業用水、輸送、さういふ面から意見を述べ、また計画を策定していく余地が、改良復旧である限りにおいては出て参ると思つたので、十分主張を強くして御参行に沿いたいと思つた。

○栗山良夫君 私がなぜ災害対策委員

べき具体的な方策に対する意見は、池田大臣のおられるときに私申し上げてある、大臣も了承したと、研究しようというところでしたから、それはそのまま私は受け取っておるわけですから、なぜ繰り返して申し上げるかと思ひます、もうこの予算が通過をした、この特例法が可決になればもうすぐ仕事も始まつていくわけです。改良復旧の立場から始まつていくのでございまして、そのときに今現地で問題になつておるのは、たとえば名古屋の例をとれば、名古屋から四日市へ行く名古屋道、少し背の高いものにして、それを要するに防波堤のような工合にしてやつた方がいゝとかよくないとか、あるいは沖の方に一千万ヘクタール埋め立てするから、そこを高くした方がいゝとか低くした方がいゝとか、要するに産業用地の問題と、あるいは工場地帯造成と密接に結びついた議論が現地でなされて、何ら結論をつけないままに改良復旧、改良復旧ということで、現実に切れた堤防の復旧が始まるわけですが、現実の姿は、それだから私は特に申し上げておる。こういうことで、毎年々々同じようなさいの川の石積みのようなことを繰り返していいのかどうか。たとえば一千万ヘクタールの埋立計画をやるといふならば、今度は東京と大阪と名古屋、あるいは有明海等に集中的に、岸さんの発表した新開の政策によるといふと、三年も縮めてやるといふんだから、それならば名古屋なら名古屋だけを完成するの、どういふ規模でやるかといふことを、やつぱり内閣として責任がありましようけれども、伊勢湾をやるという事になれば、やつぱり一番重要

な中心は工場用地ですよ。工場用地のことを手がけるならば、通産省が、今の内田政務次官の言葉を別に返すわけではなけれども、そういうふうなことは間に合わないのじゃないかと私は思ふのです。これから法律を作つてやるとか、いろいろおつしやるけれども、現に仕事は始まつていくんだから、だから私は、その点でタイミングを十分合せていかなければならぬ、そういう意味で通産省の腹がまえなり、決意なり、どうして発言力を高めていくかといふ、そういうことを強力にやつてもらふ必要がある、こう考へております。

○政府委員(内田常雄君) よく了承いたしました。そのことは、私は妙なものを持ち出しましたが、ここに通産省が、この国会のために書いた文書がある。それはそのことを通産省は意識している証であると思ひますので、これは普通の政府委員なら説かないでありましようが、私は国会から参つた政府委員でありますので、読んでみますと、こういうことが書いてある。「通産産業省においては、昭和三十一年以来、既成工業地帯の立地条件調査を行ない、整備計画を策定し、これを関係各省で構成する鉱工業地帯整備協議会を通じて、公共事業費の重点的投入をはかることとしてゐる。なお昭和三十三年以降からは、全国にわたつて工場立地の適地調査を行ない、この調査の結果を、通産産業省本省と、地方通産局に設けた工業立地指導室に整理して、工業誘致の実施につとめておる。」こういうようなことが書いてありますことは、あるいはこれは栗山さんのような方の御質問があつたとき

に、逃げるつもりで書いたのかもしれません、これは想定問答であります、通産省はこの問題を意識してゐることは間違いないと思ひます。でありますから、この通常国会におきましても、工場適地の調査に関する法律というより、なものをわざわざ御制定を願ひまして、そうしてこれは各フアクター、たとえば防波堤を作るならば、どのくらいの高さでなければいゝかぬとか、埋立用地は今までより五十センチ上上げるか、一メートル上上げるかといふようなことと、それに伴う工業用水計画、あるいは住宅計画といふようなものの各フアクターをこの法律によつて、関係者に対して調査権を持たしていただいて、整備しようという意欲は現れておりまして、ぜひ一つ国会方面からの御理解と御指導によつて、これを推進して参りたいと思ひます。

○栗山良夫君 それで今は抽象的な議論のやりとりですから、私はこれ以上はいたしません、問題は池田通産大臣にもこの前ある程度突つ込んで、あなたも聞き願つた通りですから、従つてこの災害対策特別委員会では、おそろしく本会議で可決成立すれば、一応機能を停止するでせう。でしやうけれども、それは別個に商工委員会に、なるべく早い機会にどういふふうな工合に具体的に進められるとか、そういう点を一つ作業せられて、通産省としての意見を正式に国会で一つ答えてもらひたい。私はこれを要請しておきたいと思ひます。

○政府委員(内田常雄君) 栗山先生申されますことを督促いたすつもりでおります。

○大竹平八郎君 最後に私、企業局に二点だけお尋ねをいたしまして、通産関係終わりたいと思ふのですが、今栗山委員から、工場立地問題に關していろいろ御質問があつたわけですが、今度の災害の結果、各方面にわたつていろいろ反省、検討をしてゐることは、これはもう私もたびたび委員会の質疑応答の中に、その点ははっきり出てゐるわけですから、たとえば戸台風の経験において、こうすればよかつたとか、あるいは二十八台風のときにおいて、こうすればよかつたといふような議論が非常に多く出てゐるのであります、ことに工場立地の関係においては、今回の災害においていかに教訓を學んだか。非常に大きな音の方であります、非常に意味のある問題といふものはたくさん出たと思ふのですが、これをまあ工場立地の立場から伺いたいわけでありまして、御承知の伊勢湾台風は、日本でも第三の重工業地帯、こういふわけてゐる所でありましたので、従つて問題がそこに非常に多かつたのであります。それでまあ、私も実際に現地を見て、これはあくまでもしつと眼がもしませんけれども、何も海岸に建てなければならぬ、工場をわざわざ海岸に持つていつて建てなくともいいようなものもたくさんあるわけですから、それからまた、たとえば石油のような会社でございまして、これはどうしても岸壁といふ問題があるから、これは海岸でなければならぬといふような工合で、まあことしの春ですか、通りました法案の通過したあとだけに、この点はよけい私はなまなましく通産当局として考へてい

なければならぬと思つてゐるのです、まあ従つてそういう埋立地とか、あるいはまた干拓地といふようなところに、工場といふものを一休集中をして、そうしてはたしていいの。むしろこの機会において、ある程度のはどこかにこれを移転をさせるというような問題も出てくると思ふのであります、そういう点についても、通産省の考へはどこにありますか、御説明願ひたい。

○説明員(磯野太郎君) ただいまのお話は、今回の伊勢湾台風においてどういふ教訓を得たか、こういうふうなお話したつたと思ひますが、まず最初にお話しのございました、今回の台風にかんがみて、工場をもう少し臨海地より内陸と申しますか、そういう方面に移行するように指導したら、といふことをおつしやつたわけですが、その点につきましては、私も多分おつしやつたのは、御承知のように、大体今後電化学工業といふふうな傾向を持つてくるわけでございますけれども、電化学工業におきましては、原料の海外からの輸入、それから製品の海外輸出といふふうな面、それからこれもよく御承知でございます、従来鉄鋼等におきましては、大体百万坪あればいいといふことでございましたが、現在新設の基幹工場は、二百萬坪以上といふふうな工場敷地の巨大化といふふうな問題もございまして、それでそういう点を勘案いたしまして、それから片一方に、やはり内陸部で大きな工場敷地を要請いたします場合には、農地との調整の問題がございまして、なかなかうまくいかぬ。そういう一般的な傾向からいいますと、大体今後やはり重化

学工業につきましては、臨海地に工業用地を造成いたしましたというふうなことは、臨海地帯におきまして工業地の造成につきましては、従来は、そういう点不勉強であつたのでございまして、今後は、伊勢湾台風の教訓をよく勉強いたしまして、防災対策というより見地から、工業地帯の造成というものを慎重に検討していかなければならぬと考えております。なお、御指摘になりました臨海地以外の地帯におきまして工業地の問題につきましては、御承知のように、臨海地でもなくとも、いろいろな工業、たとえば電気機械でございまして、精密機械とか繊維工業というふうな工業は、これは臨海性を持っておりませんので、内陸部においてその立地を指導する、立地をさせるというふうなことをやりまして、臨海地、内陸部におけるバランスをとつて工業の立地をさせることが必要だと思ひます。

○大竹平八郎君 それから、今もお話に出ましたが、工業地帯の造成の問題です。内田政務次官からも、衆議院で例の臨海工業地帯に関する法案が審議をされておる。こういうことで、今ちよつとお話が出たようであります。が、いずれにしても、防潮工事というものから従来のままではいけないという点は、非常にはつきりしたわけでありまして、そういう点において、今後の造成方針というものは根本的にどう変えていかなければならぬかということ、まず一つ伺いたいと思ひます。

○説明員(磯野太郎君) ただいま御指摘の点は、関係各省とも打ち合わせいたしまして、せつかく検討中でございます。

まして、まだ具体的な結論を申し上げるまでに至っておりません。ただ、ただいま感じております点を数点申し上げます。これは一般原則でございまして、やはり臨海地で工業用地を造成いたします場合には、これは十分なる防潮堤を作らなければいけないというところが第一点でございます。

それから第二点といたしまして、今度の名古屋地区でもその現象が言われているわけでございまして、共通的な産業関連施設といふもの、そういうふうなものの、たとえば道路でございまして、それから先ほど御指摘がございました施設、それら先ほど御指摘がございました施設、そういうふうな共通的な産業施設といふものにつきましては、これは臨海地に近い所にそういうふうなものを設けます場合でも、できるだけ背後地の高い所に施設をしていく。そういうものが水をかぶらないように、また万一かぶつた場合でも、できるだけ早く原状復旧ができるというふうな考慮をすることがぜひ必要であるというふうに考えております。

それから第三点といたしまして、御承知のように、臨海地帯につきましては、最近地盤沈下の問題がだいたい起こつて参りました。これは江東地区、尼崎その他いろいろやかましい問題になつておりますが、特に臨海地帯につきましては、一般的に沈下の現象がございまして、特に工業用水をその付近の地下水に求める場合には、沈下の状態が促進いたします。テンボが早くなるわけでございまして、臨海地帯におきましては、できるだけ工業用水道を建設いたしまして、そして工業用水

の水源といたしましては、地下水によらずに、工業用水道によつて満たしていくというふうなことが必要だと思つております。

大体そういうことでございすけれども、なお臨海地帯自体の地盤を極力高くするとか、それから今回の名古屋地区でもそれが例として出ておりますけれども、特に工場敷地の地上げを行なう。それから倉庫などにつきましては、二階建てにしたり、本建築にする。そういう考慮、あるいは使用機械につきましては、水に対する防雨施設、やはりこれは機械によつてそれぞれ違ふものでございす。そういうことが必要である。なお、そういうふうなことも同時に、一般の問題といたしましては、排水施設を良好な状態に持つていくことが必要であるというふうなことをただいま感じております。建設省その他関係各省とせつかく検討中でございます。

以上のようなわけでございまして、一言で申しますと、先ほどからも御指摘がございましたように、あるいは栗山先生からも御指摘がございましたように、特に臨海工場地帯の造成につきましては、通産省の産業的な立場、それから建設省の防災的な立場、それから運輸省の港湾行政に対する立場、そういうものを各省思想統一をいたしまして、これを総合的に実施していくというところが非常に必要であるというふうな教訓を感じております。

○大竹平八郎君 最後に一点伺いたすのは、これは工業立地の立場からいって、大体百万坪ぐらゐの限度として……この前の法案のときにいろいろ説明があつたわけでありすが、百万坪ということになれば、今の日本の状況からすれば、結局埋め立てということになるわけで、東京湾の埋立計画なんというものが、例の産業計画会議ですか、あそこから出ております。しかし、これは全く今回の台風のこと以前に計画であるわけでありまして、埋め立てをして、そこに工場地帯を作るといふことは、比較的簡単なんでありすが、しかしこれは、今あなたの言う通り、建設省とか、運輸省とか、その他の諸官庁の関係もあつたが、たゞ、従来のような、そういういわゆる安易な埋立計画によつて工場立地をあるとするといふことは、今後この災害によつて相当再検討されなければならぬ。しかし、これはまた事非常に問題もあつて、また予算のいろいろな問題もあると思ひますが、こういうことについては、今あなたもつと最後に触れられました。閣僚官庁との何か連絡調整機関もあつて、種々これは協議されておるのです。それから、今までなければ、今後はそういうことを密接におやりにならないと、伊勢湾といふものは、どつちかといふと、今まで気象的には一番安心した所なんです。むしろ大きな船なんかは、台風の場合は、伊勢湾に逃げれば大丈夫だといふふうに言われていた所なんです。これは私は幾人ものパイロットに聞いた。あのときもだいぶそういう意味で伊勢湾にたくさん大きな船がむしろ避難したわけですね。ところが、あの大きな船がたぐさんやらに乗り上げたといふような、非常な思ひがけないことが起こつたわけですが、これは、四面海に取りかこまれてお

る日本には、今度いつ、どこに、大阪湾に来るか、東京湾に来るか、わからぬ。そういう点で、工業立地がいよいよ埋立問題に依存しておるというところは、これはいろいろな面でもずかしいかも知れぬけれども、よほど検討する必要があるじゃないか、こう思うのでありますが、この点をいまだ一度お伺ひしておきたい。

○説明員(磯野太郎君) 臨海工業地帯につきましては、今御指摘がございまして、非常にむずかしい問題がたぐさんあるわけでございす。従来のやり方といたしましては、先ほど次官が申されましたが、経済企画庁に、工業地帯整備協議会というのがありまして、これに関係各省が入りまして、そこで打ち合せをして地帯の整備計画を作つておつた。具体的に申し上げますと、この協議会で取り上げましたのが、やはり阪神地帯でございす。か、あるいは京浜地帯あるいは伊勢湾地帯あるいは北九州というふうな、現実の問題といたしましては、そういう臨海工業地帯を取り上げていろいろ計画を練つておつたわけでありす。ただこの点につきましては、従来はあまり防災的な考え方、そういうものは非常に強くございます。強くそういう点を考慮すべきであつたのでございすけれども、そういう点が抜けておつたという点が多少あるかと思ひます。今後のやり方といたしましては、私も通産省、運輸省、建設省の三省の考え方といたしましては、ただいま衆議院で審議中でございます。臨海地域開発促進法というののございすが、開発促進法の構想といたしましては、臨海地帯で特に重要な地帯につきまして

は、内閣総理大臣が開発計画を作りまして、総合的に開発をやつていくといふふうなことになるかと。それでこれは一般中央各省における公共事業費あるいは地方庁の施策として実行に移すわけでございますけれども、特に必要な場合には、そういう開発をやる機関といたしましては、特別な機関を作ることになっております。その特別の機関といたしまして、三省では臨海地帯開発公団を作つたらどうかということを考えておりますが、この公団構想につきましては、いろいろの議論がございますけれども、先ほど申し上げましたように、あるいは御指摘がございましたように、建設省の建設工事、あるいは防災的な工事、あるいはそういう考へ方、それから通産省の産業関連施設を全体の経済性といひますか、そういうふうなものゝ観点から整備していくという考へ方、それからあるいは運輸省の、港湾の水面を経済的に埋め立てていくという行政、そういうふうな関連各省におきます施策が一元的にこういうふうな一つの機構で実行されるという点は非常に妙味を持つておるのではないかと。いうふうに考えております。

○委員長(西川甚五郎君) 本委員会の審議は、これをもって終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(西川甚五郎君) 御異議ないと認めます。

なお、本委員会に対する報告の内容につきましては、小委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(西川甚五郎君) 御異議ないと認め、ではこれをもって小委員会を散会いたします。

午後三時四十四分散会

昭和三十四年十二月四日印刷

昭和三十四年十二月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局